

4.2 社会的状況

4.2.1 人口の状況

(1) 人口・世帯数

福井市、永平寺町及び福井県の人口及び世帯数は、表 4.2-1に示すとおりである。

令和元年10月1日現在の人口は、福井市が262,530人、永平寺町が19,120人、福井県が767,742人となっている。最近10年間では、福井市は4,266人（1.6%）、永平寺町は1,527人（7.4%）、福井県は38,572人（4.8%）の減少となっている。

また、令和元年10月1日現在の世帯数は、福井市が103,954世帯、永平寺町が7,402世帯、福井県が288,356世帯となっている。最近10年間では、福井市は6,508世帯（6.7%）、永平寺町は185世帯（2.6%）、福井県は12,757世帯（4.6%）の増加となっている。

表 4.2-1 人口・世帯数の状況

市町県 年	福井市		永平寺町		福井県	
	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	世帯数 (世帯)
平成22年	266,796	97,446	20,647	7,217	806,314	275,599
平成23年	266,540	98,320	20,543	7,243	803,216	277,218
平成24年	266,052	98,089	20,395	7,245	799,127	276,183
平成25年	265,450	98,930	20,219	7,264	794,492	277,510
平成26年	264,902	100,673	20,080	7,293	789,633	279,774
平成27年	265,904	99,872	19,883	7,276	786,740	279,687
平成28年	265,246	100,930	19,701	7,297	782,232	281,612
平成29年	264,520	101,983	19,463	7,313	778,329	284,100
平成30年	263,529	102,910	19,310	7,333	773,731	286,392
令和元年	262,530	103,954	19,120	7,402	767,742	288,356

注：数値は各年10月1日現在

出典：「福井県の推計人口」（福井県ホームページ）

(2) 人口動態

福井市、永平寺町及び福井県の令和元年度の人口動態の状況は、表 4.2-2に示すとおりである。

自然動態及び社会的動態ともに福井市、永平寺町、福井県で減少となっており、人口動態全体としていずれも減少となっている。

表 4.2-2 人口動態の状況（令和元年）

項目 市町県	自然動態（人）			社会動態（人）					増減 (人)
	出生	死亡	自然増減	県内転入	県外転入	県内転出	県外転出	社会増減	
福井市	2,107	2,992	-885	2,788	5,295	2,402	5,795	-114	-999
永平寺町	109	202	-93	306	242	346	299	-97	-190
福井県	5,571	9,436	-3,865	9,241	13,636	9,241	15,760	-2,124	-5,989

注：令和元年度の各数値は、下記出典の平成30年10月1日現在～令和元年10月1日現在の月別数値を集計。

出典：「福井県の推計人口」（福井県ホームページ）

4.2.2 産業の状況

(1) 就業人口

福井市、永平寺町及び福井県の平成27年の産業別就業者数の状況は、表 4.2-3に示すとおりである。

産業別就業者数の割合は、福井市では第1次産業が2.2%、第2次産業が25.4%、第3次産業が69.6%であり、業種では卸売業、小売業が17.6%で最も多い。永平寺町では第1次産業が3.4%、第2次産業が26.3%、第3次産業が67.8%であり、業種では製造業が17.8%で最も多い。福井県では第1次産業が3.7%、第2次産業が30.7%、第3次産業が63.8%であり、業種では製造業が21.7%で最も多い。

表 4.2-3 産業別就業者数（平成27年）

分類	業 種	福井市		永平寺町		福井県	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次 産業	農業, 林業	2,764	2.1	356	3.4	13,790	3.5
	漁業	60	0.0	2	0.0	1,036	0.3
	小 計	2,824	2.2	358	3.4	14,826	3.7
第2次 産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	22	0.0	3	0.0	100	0.0
	建設業	10,657	8.2	882	8.5	35,912	9.0
	製造業	22,253	17.1	1,849	17.8	86,590	21.7
	小 計	32,932	25.4	2,734	26.3	122,602	30.7
第3次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	627	0.5	67	0.6	4,788	1.2
	情報通信業	2,639	2.0	151	1.4	5,611	1.4
	運輸業, 郵便業	5,265	4.1	415	4.0	15,749	3.9
	卸売業, 小売業	22,922	17.6	1,602	15.4	60,800	15.2
	金融業, 保険業	4,136	3.2	240	2.3	9,254	2.3
	不動産業, 物品賃貸業	1,949	1.5	100	1.0	4,009	1.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	3,993	3.1	272	2.6	11,187	2.8
	宿泊業, 飲食サービス業	7,060	5.4	501	4.8	21,067	5.3
	生活関連サービス業, 娯楽業	4,719	3.6	274	2.6	13,244	3.3
	教育, 学習支援業	6,918	5.3	661	6.3	18,458	4.6
	医療, 福祉	17,236	13.3	1,638	15.7	50,759	12.7
	複合サービス事業	1,258	1.0	123	1.2	4,818	1.2
	サービス業 (他に分類されないもの)	6,945	5.3	650	6.2	21,414	5.4
	公務(他に分類されるものを除く)	4,708	3.6	370	3.6	13,518	3.4
	小 計	90,375	69.6	7,064	67.8	254,676	63.8
分類不能の産業		3,757	2.9	258	2.5	7,065	1.8
合計		129,888	100.0	10,414	100.0	399,169	100.0

注：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「平成27年国勢調査」（福井県ホームページ）

(2) 出荷額

1) 工業

福井市、永平寺町及び福井県の平成29年の工業の状況は、表 4.2-4に示すとおりである。

製造品出荷額等は、福井市では約4,123億円、永平寺町では約169億円、福井県では約2兆437億円となっている。

表 4.2-4 工業の状況（平成29年）

項目 市町県	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
福井市	589	17,480	41,228,687
永平寺町	51	1,065	1,693,240
福井県	2,161	72,942	204,366,501

注：事業所数及び従業者数は平成29年6月1日現在。製造品出荷額等は平成28年1年間の数値。
出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

2) 商業

福井市、永平寺町及び福井県の平成28年の商業の状況は、表 4.2-5に示すとおりである。

年間商品販売額は、福井市では約1兆1,862億円、永平寺町では約163億円、福井県では約1兆9,452億円となっている。

表 4.2-5 商業の状況（平成28年）

項目 市町県	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
福井市	3,539	27,824	1,186,220
永平寺町	149	755	16,280
福井県	8,905	60,306	1,945,172

注：数値は平成28年6月1日現在。
出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

4.2.3 交通の状況

(1) 交通網

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路及び鉄道の状況は、図 4.2-1に示すとおりである。主要な道路については、北陸自動車道、中部縦貫自動車道、一般国道 8 号、一般国道158号、一般国道416号、主要地方道福井加賀線、主要地方道福井丸岡線、主要地方道福井今立線等が通っている。

また、鉄道については、JR北陸本線、JR越美北線（九頭竜線）、えちぜん鉄道勝山永平寺線、えちぜん鉄道三国芦原線、福井鉄道福武線が通っている。

(2) 自動車交通量

対象事業実施区域及びその周囲の道路の自動車交通量は、表 4.2-6に示すとおりである。

12時間交通量は、主要な道路では北陸自動車道(区間番号40)で19,293台、一般国道 8 号(区間番号10060)で29,505台、一般国道158号(区間番号10480)で23,485台、一般国道416号(区間番号11195)で20,644台となっている。また、対象事業実施区域に近い一般県道吉野福井線(区間番号60400)で10,754台、一般県道篠尾出作線(区間番号61300)で8,657台となっている。

表 4.2-6 自動車交通量調査結果（平成27年度）

区間番号	路線名	観測地点名	交通量（台）		大型車混入率（%）
			12時間	24時間	
40	北陸自動車道	福井北JCT～一般国道158号福井IC	19,293	27,826	27.1
120	北陸自動車道	北陸自動車道～一般国道158号	7,375	9,272	18.6
10040	一般国道 8 号	福井市新保	27,330	36,622	12.9
10050	一般国道 8 号	—	27,435	36,763	15.8
10060	一般国道 8 号	—	29,505	39,537	14.9
10480	一般国道158号	福井市成和 1 丁目	23,485	32,644	6.4
10630	一般国道158号	越坂	12,779	16,273	8.9
10651	一般国道158号（中部縦貫道）	松岡	1,091	1,244	15.5
11195	一般国道416号	福井市開発町	20,644	28,282	7.8
11200	一般国道416号	福井市新保町	18,507	25,355	10.5
11210	一般国道416号	吉田郡永平寺町松岡春日 1 丁目	8,562	11,302	4.0
11300	一般国道416号BP	吉田郡永平寺町松岡吉野塚	9,697	12,800	9.2
40200	福井加賀線	福井市勝見 2 丁目	20,559	28,166	6.0
40720	福井今立線	福井市稲津町	5,367	6,977	7.7
60400	吉野福井線	福井市南四ツ居 1 丁目	10,754	14,303	6.8
60420	吉野福井線	福井市日の出 4 丁目	18,102	24,619	5.2
60460	徳光福井線	福井市下六条町	5,814	7,558	5.6
60470	徳光福井線	—	5,970	7,761	3.3
60640	福井停車場米松線	福井市大手 1 丁目	9,996	13,395	7.2
61050	京善原目線	福井市重立町	7,473	9,565	9.4
61280	御本丸大手町線	—	3,794	4,894	4.1
61300	篠尾出作線	福井市荒木新保町	8,657	11,341	12.3
61310	篠尾出作線	—	9,723	12,834	16.0
61320	淵上志比口線	福井市四ツ居 2 丁目	8,484	11,199	3.2
61340	東郷福井線	福井市下馬町	5,837	7,646	6.2
61350	東郷福井線	—	7,361	9,643	6.8
62190	福井停車場勝見線	—	3,794	4,894	4.1
62470	勝見稲津線	—	3,811	4,916	4.1

注：交通量、大型車混入率の斜体は推定値。

出典1：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省ホームページ）

出典2：「平成27年度道路交通センサス 交通量図」（福井県ホームページ）



図 4.2-1 交通網及び自動車交通量調査地点位置図

4.2.4 土地利用の状況

(1) 土地利用の現況

福井市、永平寺町及び福井県の平成30年の土地利用の現況は、表 4.2-7及び図 4.2-2に示すとおりである。

福井市は、山林が約1/2を占め、次いで田、宅地の順に多くの面積を占めている。永平寺町は、山林が約2/3を占め、次いで田となっている。福井県は、山林が最も多いが、雑種地、その他も多くの面積を占めている。

表 4.2-7 地目別土地面積（平成30年）

市町県		田	畑	宅地	山林	原野	雑種地 その他	総面積
福井市	面積(ha)	7,983.9	926.1	4,843.7	17,296.6	101.1	3,687.0	34,838.4
	割合(%)	22.9	2.7	13.9	49.6	0.3	10.6	100.0
永平寺町	面積(ha)	1,028.7	86.9	397.9	4,014.3	48.0	569.4	6,145.2
	割合(%)	16.7	1.4	6.5	65.3	0.8	9.3	100.0
福井県	面積(ha)	39,627.3	5,568.9	17,675.5	100,548.0	2,547.4	96,891.0	262,858.1
	割合(%)	15.1	2.1	6.7	38.3	1.0	36.9	100.0

注1：数値は平成30年1月1日現在。

注2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「福井県統計年鑑」（福井県ホームページ）

(2) 用途地域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の用途地域の指定状況は図 4.2-3に示すとおりである。

また、福井市、永平寺町及び福井県の平成28年の用途地域別面積は表 4.2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域は、用途地域は指定されておらず市街化調整区域となっている。

表 4.2-8 用途地域面積（平成28年）

市町県		第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	近隣商 業地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専 用地域	合計
福井市	面積(ha)	492	－	828	237	1,191	72	314	133	1,187	191	40	4,685
	割合(%)	10.5	－	17.7	5.1	25.4	1.5	6.7	2.8	25.3	4.1	0.9	100.0
永平寺町	面積(ha)	20	－	7.1	－	97	－	7.0	－	－	58	－	189
	割合(%)	10.6	－	3.8	－	51.3	－	3.7	－	－	30.7	－	100.0
福井県	面積(ha)	1,298	7.6	2,561	334	4,016	100	791	545	3,278	982	1,243	15,156
	割合(%)	8.6	0.1	16.9	2.2	26.5	0.7	5.2	3.6	21.6	6.5	8.2	100.0

注1：数値は平成28年2月29日現在。

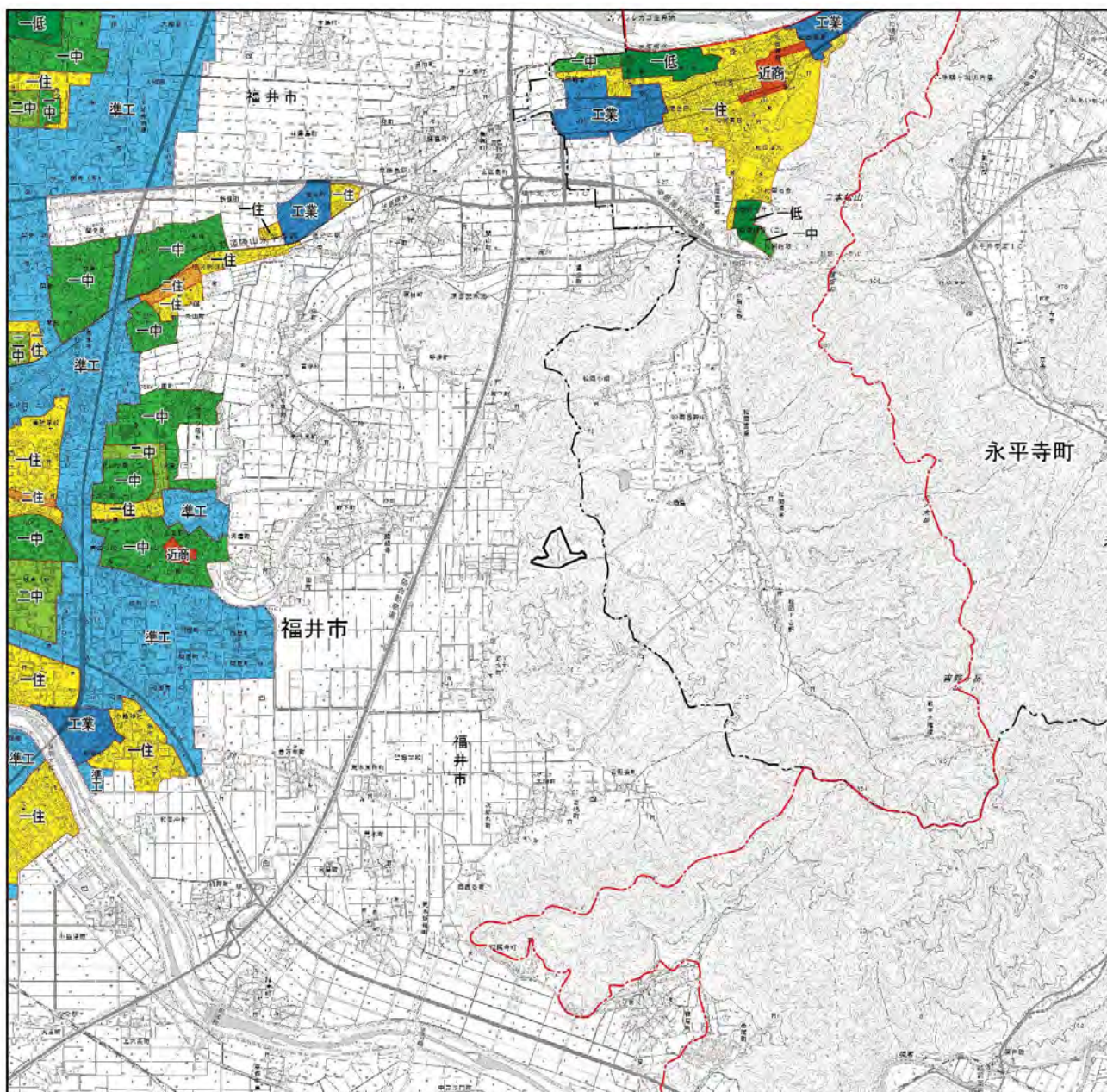
注2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「福井県の都市計画」（福井県ホームページ）

(3) 住宅の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲の住宅の配置状況は、図 4.2-4に示すとおりである。

最寄りの集落は、対象事業実施区域から南西約800m離れた位置に分布している。



凡 例

対象事業実施区域

----- 市町界

一低

第一種低層住居専用地域

一低中

第一種中高層住居専用地域

二低中

第二種中高層住居専用地域

一住

第一種住居地域

二住

第二種住居地域

近商

近隣商業地域

準工業

準工業地域

工業

工業地域

都市計画区域

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
したものである。

1:50,000

0 0.5 1 2 km



出典：「福井都市計画総括図」（平成29年3月 福井市）、
「永平寺都市計画総括図」（平成19年3月 福井県永平寺町）をもとに作成

図 4.2-3 用途地域図

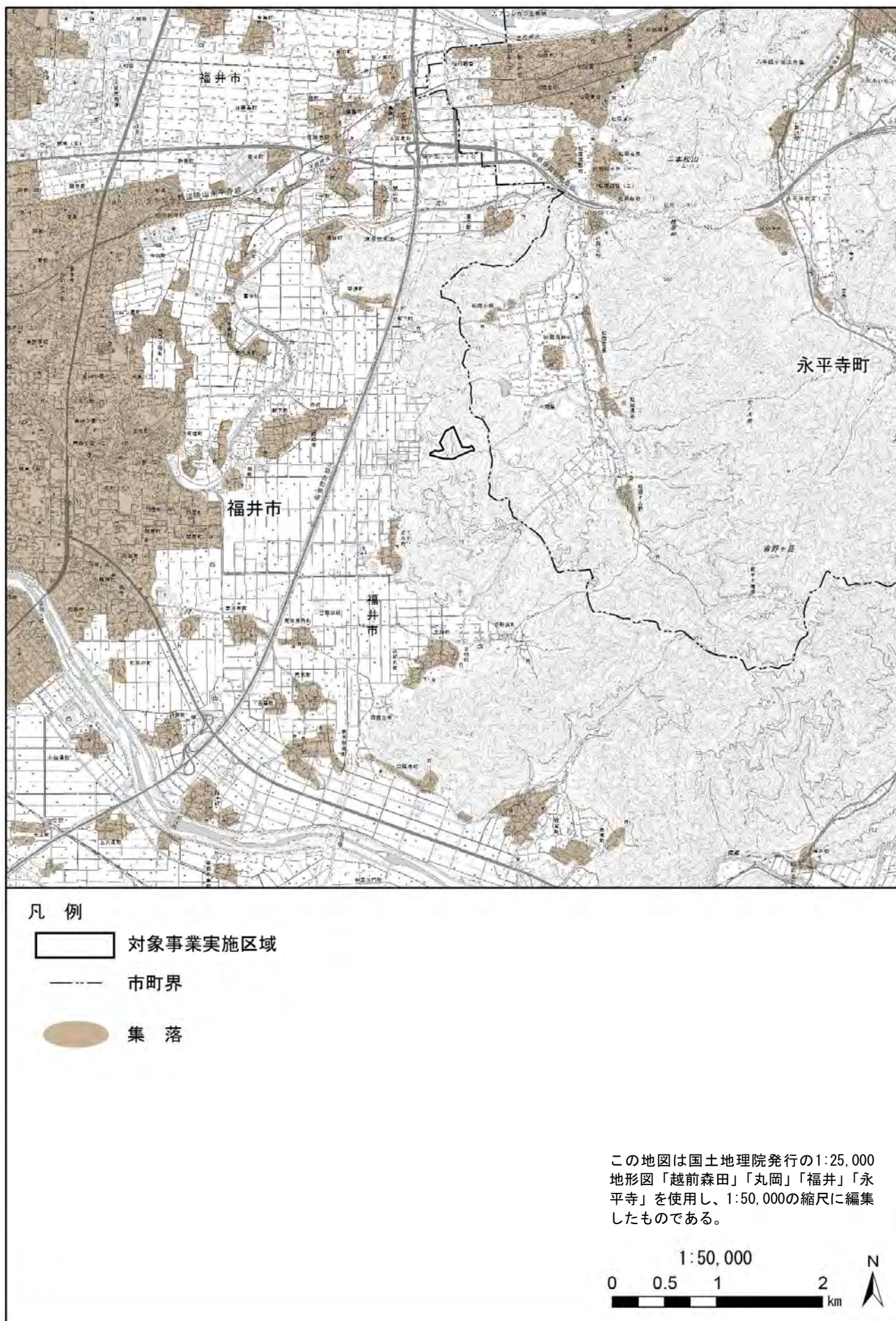


図 4.2-4 住宅の配置の状況

4.2.5 水利用の状況

(1) 上水・工業用水・農業用水の利水状況

1) 上水の利用状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成29年度における水道水の水源別の供給量の状況は、表 4.2-9に示すとおりである。

福井市の水源は、表流水、深井戸水、浅井戸水の順に多く、これらの水源で約95%を占めている。永平寺町はほとんどが深井戸水となっている。福井県全体では深井戸水、浄水受水がそれぞれ約30%を占めている。

なお、対象事業実施区域周辺の水道水は、九頭竜浄水場（北野下町）から原目配水池（原目町）を経由して配水している。

表 4.2-9 水道水の水源別の供給量の状況（平成29年度）

市町県	項目	水道水源						合計
		表流水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	浄水受水	その他	
福井市	給水量(千 m^3 /年)	12,277	5	10,741	11,332	1,247	441	36,043
	割合(%)	34.1	0.0	29.8	31.4	3.5	1.2	100
永平寺町	給水量(千 m^3 /年)	116	—	—	3,239	—	—	3,355
	割合(%)	3.5	—	—	96.5	—	—	100
福井県	給水量(千 m^3 /年)	17,764	235	19,647	35,665	31,893	1,044	106,249
	割合(%)	16.7	0.2	18.5	33.6	30.0	1.0	100

注1：数値は平成30年3月31日現在。

注2：構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合がある。

出典：「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要（平成30年度版）」（福井県ホームページ）をもとに作成

また、福井市、永平寺町及び福井県の平成29年度における上水道の整備状況は、表 4.2-10に示すとおりである。

給水普及率は、福井市では99.8%、永平寺町では99.5%、県全体では96.6%となっている。

表 4.2-10 上水道の整備状況（平成29年度）

市町県	事業数	計画給水人口 (人)	給水区域 現在人口 (人)	現在 給水人口 (人)	給水 普及率 ^{注2} (%)	1人1日給水量		施設能力 (m^3 /日)
						平均 (L)	最大 (L)	
福井市	1	259,250	257,690	257,302	99.8	375	529	164,680
永平寺町	1	19,500	18,660	18,564	99.5	495	673	18,047
福井県	15	743,608	728,957	704,449	96.6	378	548	487,817

注1：数値は平成30年3月31日現在。

注2：給水普及率＝現在給水人口／給水区域現在人口×100

出典：「薬事・生活衛生・食品衛生事業概要（平成30年度版）」（福井県ホームページ）

2) 工業用水の利用状況

福井市内では、江上町の九頭竜川の表流水及び地下水を利用した「福井臨海工業用水道事業」（契約水量34,556 m^3 /日（令和元年10月8日現在））が行われており、テクノポート福井、九頭竜川右岸区域に供給している。なお、永平寺町は工業用水の取水は行われていない。

3) 農業用水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲では「国営九頭竜川下流農業水利事業」が行われており、九頭竜川の水が水田に供給されている。また、福井市南東部にある足羽川頭首工においても取水が行われており、対象事業実施区域及びその周囲では、足羽川の水も水田に供給されている。

(2) 漁業権の設定状況

対象事業実施区域及びその周囲における足羽川水系には表 4.2-11に示すように漁業権が設定されている。対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の設定区域の状況は、図 4.2-5に示すとおりである。

表 4.2-11 漁業権の設定状況

免許番号	漁業権者の名称	所在地	漁業種類第五種
内共第5号	足羽川漁業協同組合	福井県福井市市波町第25号11番地の1	あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ、にじます

注：河川の位置は図 4.1-14に示す。

出典：「川と湖のルール&マナー」（福井県ホームページ）



図 4.2-5 漁業権の設定状況

4.2.6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 4.2-12及び図 4.2-6に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの施設は南西約1.2kmに位置する岡保幼稚園、岡保小学校及び岡保保育園が分布している。

表 4.2-12(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

種 別	番号 ^注	施設名	区分	所在地
幼稚園	1	岡保幼稚園	市立	福井市河水町18-8
	2	酒生幼稚園	市立	福井市成願寺町5-1
	3	小鳩幼稚園	私立	福井市志比口2-25-25
	4	松岡幼稚園	町立	永平寺町松岡神明3丁目129番地
	5	吉野幼稚園	町立	永平寺町松岡吉野第26号21番地
小学校	6	和田小学校	市立	福井市和田1-2-1
	7	円山小学校	市立	福井市北四ツ居3-15-17
	8	啓蒙小学校	市立	福井市開発1-1008
	9	中藤小学校	市立	福井市高柳3-3001
	10	岡保小学校	市立	福井市河水町18-8
	11	東藤島小学校	市立	福井市藤島町44-8
	12	酒生小学校	市立	福井市成願寺町5-1
	13	松岡小学校	町立	永平寺町松岡神明3丁目132番地
	14	吉野小学校	町立	永平寺町松岡吉野第26号3番地
	15	志比南小学校	町立	永平寺町市野々第1号11番地
中学校	16	成和中学校	市立	福井市城東3-10-1
	17	大東中学校	市立	福井市北今泉町10-6-2
	18	松岡中学校	町立	永平寺町松岡吉野塚第61号10番地1
高等学校	19	福井農林高等学校	県立	福井市新保町49-1
盲学校	20	盲学校	県立	福井市原目町39-8
特別支援学校	21	福井東特別支援学校	県立	福井市四ツ井2-8-1

注：表中の番号は、図 4.2-6の数字と対応する。

出典1：「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」（福井市ホームページ）

出典2：「永平寺町オープンデータ（学校・保育）」（永平寺町ホームページ）

出典3：「平成31年度 県立学校一覧」（福井県ホームページ）

出典4：「福井県内私立幼稚園一覧」（福井県ホームページ）

表 4.2-12(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（医療施設^{注2}）

記号 ^{注1}	施設名	区分	所在地
a	福井県立病院	都道府県	福井市四ツ井2-8-1
b	福井県済生会病院	社会福祉法人	福井市和田中町舟橋7-1
c	福井循環器病院	特定医療法人	福井市新保2丁目228
d	福井愛育病院	医療法人	福井市新保2丁目301
e	安川病院	特定医療法人	福井市大和田2丁目108
f	大森整形外科リウマチ科	医療法人	福井市北四ツ居3-14-12
g	野村内科医院	医療法人	福井市上中町36-8
h	齋藤眼科	医療法人	福井市御幸3-15-13
i	まつむら眼科クリニック	(個人)	福井市上北野1-25-19

注1：表中の記号は、図 4.2-6のアルファベットと対応する。

注2：医療施設は、入院設備を持つもののみ記載。

出典：「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

表 4.2-12(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：保育所）

種 別	記号 ^注	施設名	区 分	所在地
保育所	ア	上北野保育園	市立	福井市上北野 1 丁目22-46
	イ	啓蒙保育園	市立	福井市開発 1 丁目1910
	ウ	東藤島こども園	市立	福井市藤島町46-13-1
	エ	岡保保育園	私立	福井市河水町18-10
	オ	認定こども園竹里	私立	福井市成和 1 丁目303
	カ	あさひこども園	私立	福井市梅野町2-53
	キ	和田こども園	私立	福井市和田 3 丁目907
	ク	三心えんざん認定こども園	私立	福井市今泉町25-16-1
	ケ	認定こども園木の実	私立	福井市北四ツ居 1 丁目30-15
	コ	若草（福井認定こども園）	私立	福井市城東 2 丁目10-13
	サ	松岡西幼児園	町立	永平寺町松岡葵 3 丁目120
	シ	なかよし幼児園	町立	永平寺町松岡吉野第15号37
	ス	なかよし幼児園分園まつおか園	町立	永平寺町松岡神明 3 丁目129
	セ	なかよし幼児園分園よしの園	町立	永平寺町松岡吉野第26号21
	ソ	志比南幼児園	町立	永平寺町市野々第2号19-1

注：表中の記号は、図 4.2-6のカタカナと対応する。

出典1：「令和2年度 福井市特定教育・保育施設一覧」（福井市ホームページ）

出典2：「永平寺町オープンデータ（学校・保育）」（永平寺町ホームページ）

表 4.2-12(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設（社会福祉施設：介護老人保健施設等）

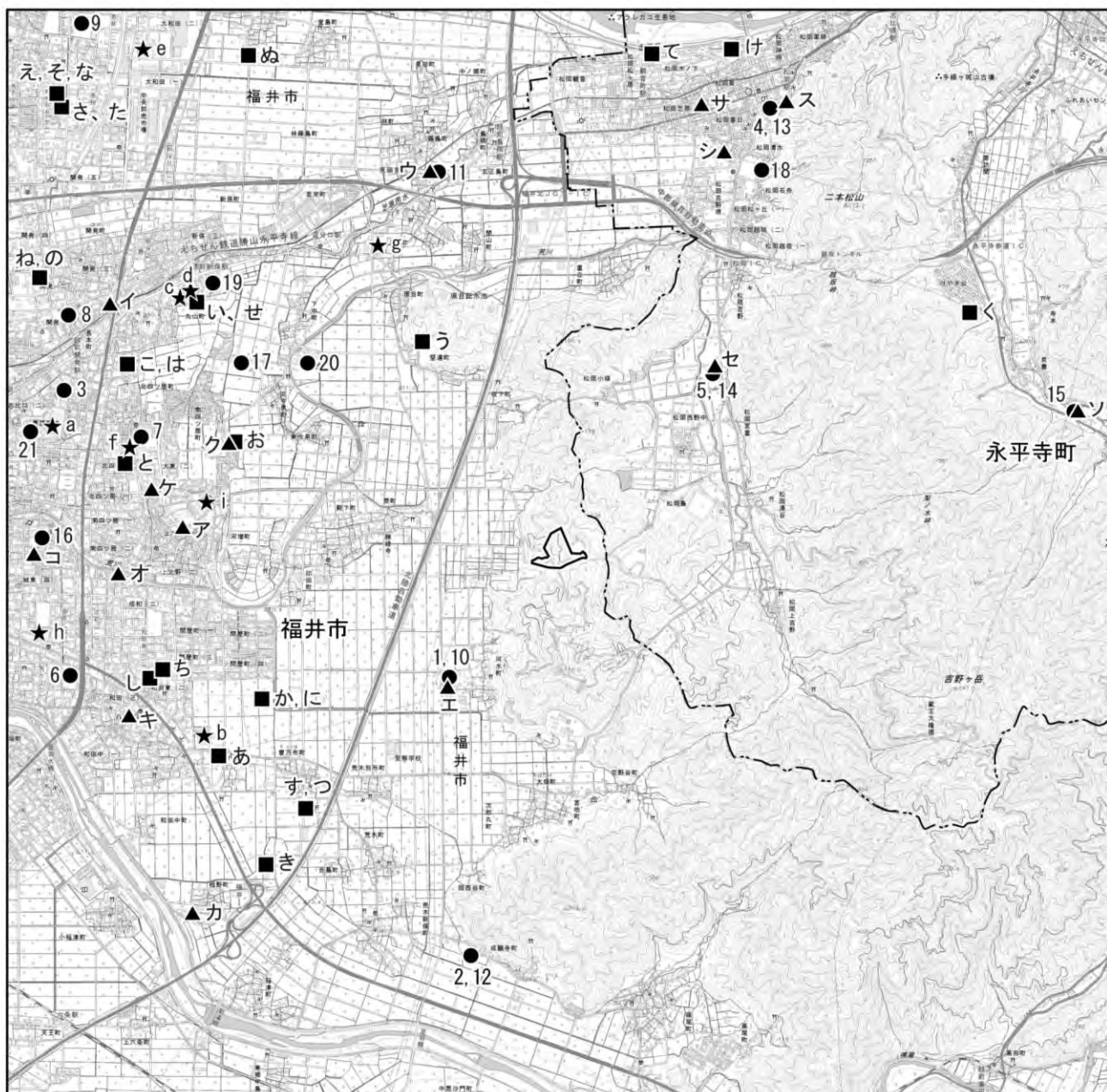
種 別	記号 ^{注1}	施設名	区 分	所在地
介護老人 保健施設	あ	ケアホームさいせい	社会福祉法人	福井市和田中町徳万28番地
介護老人 福祉施設	い	愛全園	社会福祉法人	福井市丸山町40-7
	う	山翠苑	社会福祉法人	福井市堅達町24- 1
	え	特別養護老人ホーム 藤島園	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701
	お	第二ひかり苑泉の郷	社会福祉法人	福井市今泉町25字15-1
	か	モアヤング こもれびホーム	社会福祉法人	福井市和田中町東沖田30- 1
	き	足羽利生苑	社会福祉法人	福井市梅野町20-7
	く	永平寺ハウス	社会福祉法人	永平寺町けやき台813-1
	け	アニス松岡	社会福祉法人	永平寺町松岡櫛第31号7-1
小規模多機能 型居宅介護	こ	よりそいの家・よかったね	会社法人	福井市丸山 2 丁目514
	さ	レインボー21	特定非営利 活動法人	福井市高木中央 3 丁目1601
	し	森のイスキア	会社法人	福井市和田東 2 丁目704
	す	県民せいきょう 岡保きらめきハウス	福井県民生活 共同組合	福井市曾万布町7字18番1
認知症対応型 共同生活介護	せ	愛全園グループホーム	社会福祉法人	福井市丸山町40-7
	そ	グループホームふじしま	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701
	た	グループホーム レインボー21	特定非営利 活動法人	福井市高木中央3-1601
	ち	すのうどろっぷ	会社法人	福井市和田東 1 丁目2218
	つ	県民せいきょう 岡保きらめきグループホーム	福井県民生活 共同組合	福井市曾万布町7字18番1
	て	グループホーム りんごの木	会社法人	永平寺町松岡松ヶ原1-308
有料 老人ホーム	と	有料老人ホーム あんしん村	会社法人	福井市北四ツ居 2 丁目7-17
軽費 老人ホーム	な	ケアハウス藤島園	社会福祉法人	福井市高木中央3-1701
	に	モアヤング	社会福祉法人	福井市和田中町東沖田30-1
	ぬ	グリーンライフ大和田	社会福祉法人	福井市大和田町23-1
サービス付き 高齢者用住宅	ね	ケアフル開発	会社法人	福井市開発 2 丁目226-2
	の	ケアフル開発Ⅱ	会社法人	福井市開発 2 丁目228
	は	レリエフ丸山	会社法人	福井市丸山 2 丁目514

注1：表中の記号は、図 4.2-6のひらがなと対応する。

注2：介護老人保健施設等の施設は、宿泊設備を持つもののみ記載。

出典1：「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

出典2：「市内のサービス業者」（福井市ホームページ）



凡 例

対象事業実施区域

市町界

● 教育施設

▲ 社会福祉施設（保育所）

■ 社会福祉施設（介護老人保健施設等）

★ 医療施設

出典1:「中学校一覧」「小学校一覧」「幼稚園一覧」（福井市ホームページ）

出典2:「永平寺町オープンデータ（学校・保育）」（永平寺町ホームページ）

出典3:「平成31年度 県立学校一覧」（福井県ホームページ）

出典4:「福井県内私立幼稚園一覧」（福井県ホームページ）

出典5:「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

出典6:「令和2年度 福井市特定教育・保育施設一覧（予定）」（福井市ホームページ）

出典7:「市内のサービス業者」（福井市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
したものである。

1:50,000
0 0.5 1 2 km



図 4.2-6 環境上配慮すべき施設位置図

4.2.7 文化財の状況

(1) 指定文化財の状況

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）の指定の状況は表 4.2-13及び図 4.2-7に示すとおりである。

福井市内には、国指定の天然記念物であるアラレガコ生息地や県指定の天然記念物である真杉家のタラヨウなどが存在する。

永平寺町には、国指定の建造物であるえちぜん鉄道松岡駅本屋、えちぜん鉄道永平寺口駅本屋、旧京都電燈古市変電所、黒龍酒造店舗兼主屋、黒龍酒造離れ、黒龍酒造東門、国指定の史跡である松岡古墳群、県指定の史跡である春日山古墳 附 泰遠寺山古墳出土石棺、天然記念物であるアラレガコ生息地などが存在する。

対象事業実施区域内にはこれらの指定文化財は分布していない。

表 4.2-13 指定文化財一覧

番号 ^注	指定	種別	名称	所在地	指定年月日	管理者
1	国	建造物	えちぜん鉄道松岡駅本屋	永平寺町松岡神明	H23. 7. 25	えちぜん鉄道株式会社
2	国	建造物	えちぜん鉄道永平寺口駅本屋	永平寺町東古市	H23. 7. 25	えちぜん鉄道株式会社
3	国	建造物	旧京都電燈古市変電所	永平寺町東古市	H23. 7. 25	えちぜん鉄道株式会社
4	国	建造物	黒龍酒造店舗兼主屋	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
5	国	建造物	黒龍酒造離れ	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
6	国	建造物	黒龍酒造東門	永平寺町松岡春日	H23. 7. 25	個人
7	国	史跡	松岡古墳群	永平寺町	S52. 12. 5	永平寺町
8	国	天然記念物	アラレガコ生息地	福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町	S10. 6. 7	福井県
9	県	史跡	春日山古墳 附 泰遠寺山古墳出土石棺	永平寺町松岡室	S31. 3. 12	永平寺町
10	県	天然記念物	真杉家のタラヨウ	福井市高田町	S49. 4. 16	個人
11	市	史跡	篠尾廃寺塔跡附出土瓦	福井市篠尾町	—	—
12	町	史跡	東諏訪間一号墳	永平寺町諏訪間	—	—
13	町	史跡	芭蕉塚	永平寺町松岡春日	—	—
14	町	史跡	島の宝篋印塔	永平寺町松岡島	—	—
15	町	史跡	火薬局跡碑	永平寺町松岡窪	—	—
16	町	史跡	大廻り史跡	永平寺町松岡室	—	—
17	町	天然記念物	お館(たち)の椿	永平寺町松岡葵	—	—

注：表中の番号は、図 4.2-7に対応する。

出典1：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

出典2：「市指定文化財一覧」（福井市ホームページ）

出典3：「指定文化財一覧（永平寺町景観計画資料編）」（永平寺町ホームページ）



図 4.2-7 指定文化財分布図

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業実施区域及びその近傍における周知の埋蔵文化財の分布状況は、表 4.2-14及び図 4.2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域は、寮古墳群（No. 01220）及び寮城跡（No. 01221）の分布域に位置している。

表 4.2-14 周知の埋蔵文化財一覧

遺跡番号 ^注	遺跡名	所在地	種別	時代	現況	遺跡概況
01213	坂下遺跡	福井市坂下町	散布地	弥生・奈良～中世	水田	
01214	東今泉遺跡	福井市東今泉町	散布地	中世	水田	
01216	殿下・印田遺跡	福井市殿下町・印田町	散布地	弥生～平安	水田	
01219	坂下古墳群	福井市坂下町	古墳	古墳	山林	16基（うち前方後円墳1基）
01220	寮古墳群	福井市寮町	古墳	古墳	山林	19基
01221	寮城跡	福井市寮町	城跡	中世	山林	
01222	寮横枕遺跡	福井市寮町	集落跡	弥生～奈良	水田	竪穴住居1棟、土坑5基
01223	寮長町遺跡	福井市寮町	散布地	古墳～平安	水田	
01224	河水遺跡	福井市河水町	散布地	古墳～平安	水田	
01225	東山古墳群	福井市河水町	古墳	古墳	山林	47基
01226	河水古窯跡	福井市河水町	窯跡	古墳	墓地	
01239	戸倉城跡	福井市坂下町、永平寺町小畑	城跡	中世	山林	
01240	大畑古墳群	福井市大畑町	古墳	古墳	山林	4基
14022	小畑遺跡	永平寺町松岡小畑	散布地	奈良・平安	水田	
14024	杉ノ木遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	古墳・中世	水田	
14025	宮重遺跡	永平寺町松岡宮重	散布地	奈良・平安	水田	
14026	西野中谷口遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	奈良～中世	水田	
14027	西野中遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	奈良・平安	畑地・宅地	
14028	猪谷田畑遺跡	永平寺町松岡西野中	散布地	縄文・奈良～近世	水田	
14040	上吉野東長田古墳群	永平寺町松岡上吉野	古墳	古墳		
14041	島中世墓	永平寺町松岡島	墓地	中世	山林	

注：遺跡番号は、図 4.2-8に対応する。

出典：「福井の文化財」（福井県ホームページ）

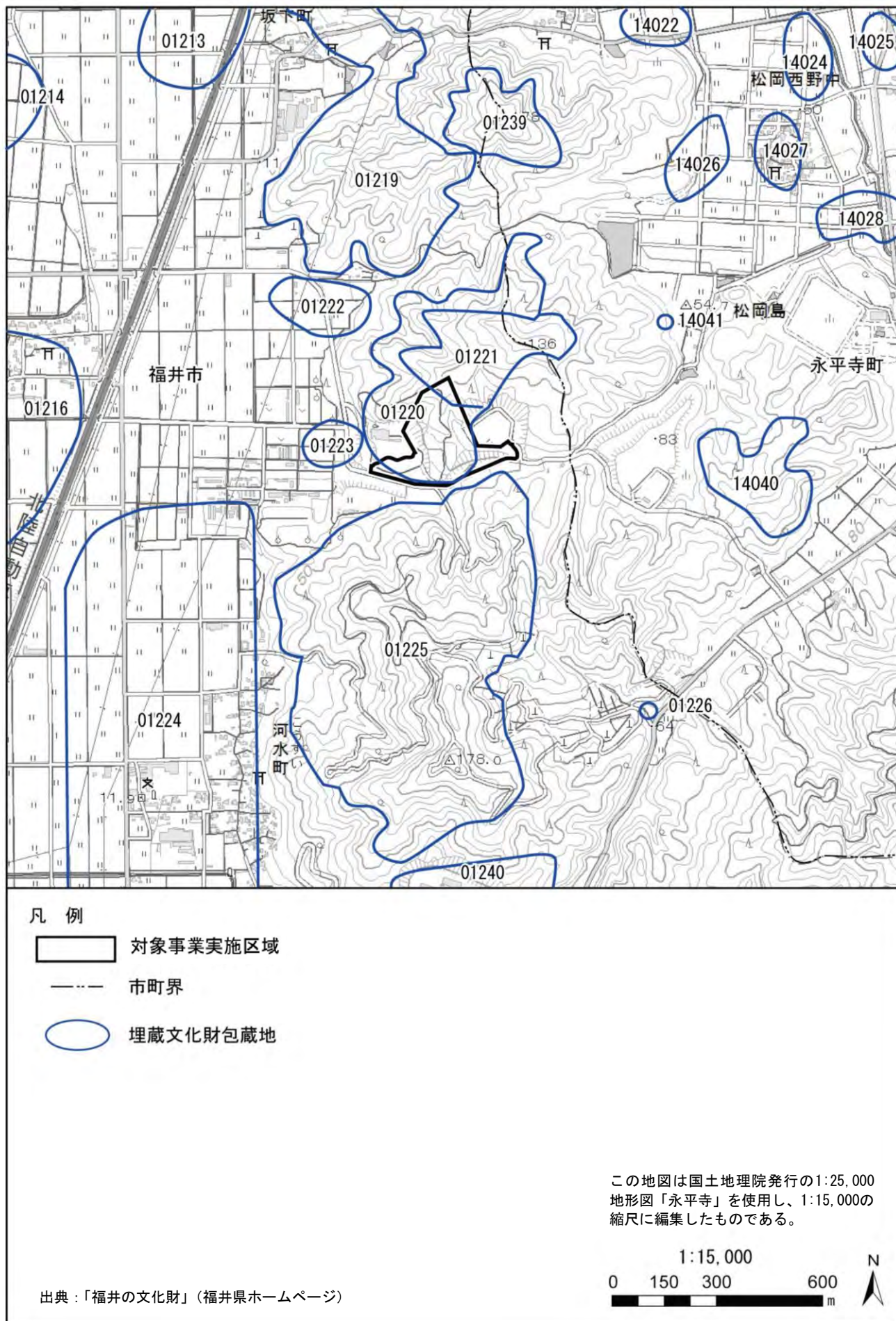


図 4.2-8 周知の埋蔵文化財分布図

4.2.8 関係法令等による指定、規制の状況

(1) 環境基準の類型指定状況等の状況

1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、環境基本法（平成5年 法律第91号）に基づき全国一律に定められている。その内容は表 4.2-15に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質は表 4.2-16に、大気中の微小粒子状物質は表 4.2-17に示す基準がそれぞれ定められている。

表 4.2-15 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント：「昭和48年 環境庁告示第25号」
二酸化窒素：「昭和53年 環境庁告示第38号」

表 4.2-16 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン：「平成9年 環境庁告示第4号」
ジクロロメタン：「平成13年 環境省告示第30号」

表 4.2-17 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「平成21年 環境省告示第33号」

また、環境基準以外の指針値等には表 4.2-18に示すものが定められている。

表 4.2-18 その他の指針値等

物質	指針値・目標値等	根拠
二酸化窒素	二酸化窒素の1時間値が0.1～0.2ppm以下 二酸化窒素の年平均値が0.02～0.03ppm以下	①
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	②
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③
いおう酸化物	人の健康に関するいおう酸化物に係る環境上の基準は、年間を通じて、1時間値の年平均値が0.015ppmを超えないこととする。	④
弗素及び弗素化合物	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する弗化物に係る環境上の指導基準は、ガス状弗化物及び粒子状水溶性弗化物について、次の1及び2の条件が常に維持されるものとする。 1 連続する24時間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、1.0マイクログラム以下であること。 2 連続する1週間値は、弗素として大気1立方メートルにつき、0.5マイクログラム以下であること。 (注) 1及び2の条件は、弗化物の除去方法及び測定技術の進歩、人体等に対する影響についての知見の進展等に伴い、今後も定期的に科学的検討が加えられ、必要に応じて改訂されるべきものとする。	⑤
水銀	年平均値0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	⑥

〔根拠〕 ①：「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」（昭和53年 中央公害対策審議会答申）

②：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」（昭和51年 中央公害対策審議会答申）

③：「環境庁大気保全局長通達」（昭和52年 環大規第136号）

④：「いおう酸化物に係る環境上の基準について」（昭和48年 福井県決定）

⑤：「弗素及び弗素化合物に係る環境上の指導基準」（昭和47年 福井県告示第1141号）

⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年 中央環境審議会）

2) 騒音

環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められている。

福井県では、表 4.2-19に示すように、地域の類型指定ごとに一般環境騒音に係る環境基準が定められている。対象事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定の状況は図 4.2-9に示すとおりであり、対象事業実施区域は、類型は指定されていない。

表 4.2-19 騒音に係る環境基準

【一般環境騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)】

地域の類型	時間の区分 昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考：類型AA：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域。

ただし、福井県では、AA類型は地域指定されていない。

類型A：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

類型B：第1・2種住居地域、準住居地域

類型C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

【道路交通騒音に係る環境基準(道路に面する地域)】

地域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として次表の基準による。

注：地域の区分 一般環境騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）の地域の類型と同様。

【道路交通騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)にすることができる。	

備考：幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4車線以上）、自動車専用道路

「平成10年 環境庁告示第64号」

「平成17年 環境庁告示第45号」

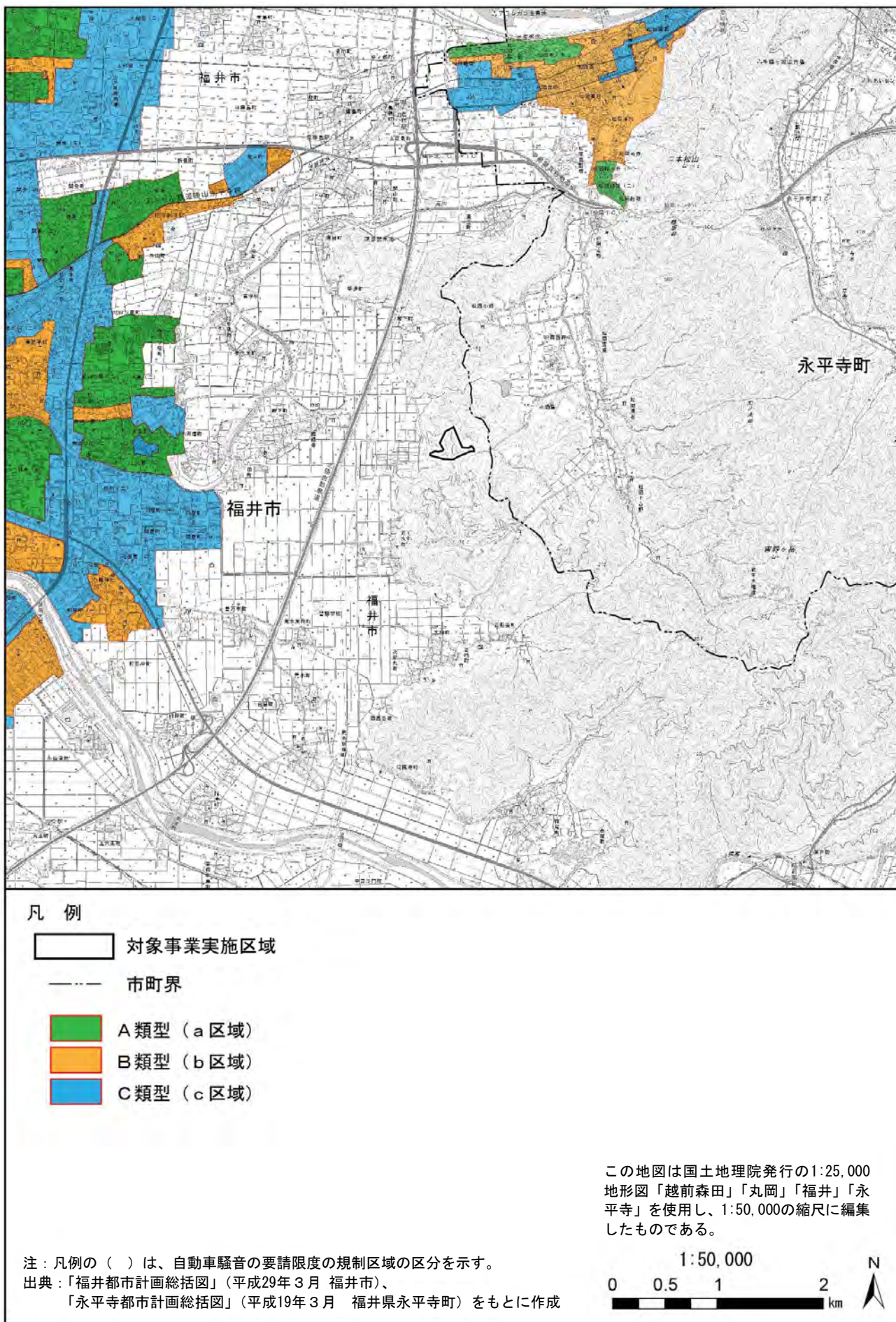


図 4.2-9 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

3) 水質汚濁

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。

水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、全国の公共用水域に対して一律に定められており、その内容は表 4.2-20に示すとおりである。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。このうち河川の内容は表 4.2-21に示すとおりである。

対象事業実施区域を流域に含む荒川については、図 4.2-10に示すように上流側にA類型、下流側にB類型が設定されている。また、荒川の流入先の足羽川下流域にはB類型が設定されている。なお、これらの流域には水生生物に係る類型は設定されていない。

表 4.2-20 人の健康の保護に関する環境基準（河川）

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
3. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規定の方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

「昭和46年 環境庁告示第59号」

表 4.2-21 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水 浴及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級、水 浴及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	-

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

- 5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚子の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

「昭和46年 環境庁告示第59号」

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準の内容は、表 4.2-22に示すとおりである。

表 4.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「平成9年 環境庁告示第10号」



図 4.2-10 水質汚濁の環境基準に係る類型指定の状況

4) 土壌汚染

環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が全国一律に定められている。その内容は表 4.2-23に示すとおりである。

表 4.2-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「平成3年 環境庁告示第46号」

5) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年 法律第105号）に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壤に係る環境基準が定められている。その内容は表 4.2-24に示すとおりである。

表 4.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

「平成11年 環境省告示第68号」

(2) 公害防止に係る地域の指定状況・規制基準の状況

1) 大気汚染

(a) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法（昭和43年 法律第97号）に基づき、ばい煙発生施設において発生するばい煙（硫黄酸化物・ばいじん・有害物質・窒素酸化物）の排出基準が定められている。なお、廃棄物焼却炉については、火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が200kg/時以上の施設がばい煙発生施設に該当し、規制基準が適用される。

硫黄酸化物については、排出基準は排出ガス量・排出速度・排出ガス温度等により補正された排出口高さでK値により算出されるが、K値は地域の区分毎に設定されており、福井市における硫黄酸化物のK値は7.0が適用されている。また、総量規制については福井県内での適用はない。

窒素酸化物については、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-25に示す排出基準が定められている。

表 4.2-25 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

分 類	浮遊回転燃焼 方式連続炉		連続炉 (左列以外)		連続炉以外
排出ガス量 ($\text{m}^3/\text{時}$)	4万以上	4万未満	4万以上	4万未満	4万以上
排出基準 (ppm)	450	450	250	250	250

「昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号」

ばいじんについては、廃棄物焼却炉の場合、表 4.2-26に示す排出基準が定められている。

表 4.2-26 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

規 模 (焼却能力)	排出基準 ($\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)	標準酸素濃度 O_2 (%)
4t/時以上	0.04	12
2t/時以上4t/時未満	0.08	
2t/時未満	0.15	

「昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号」

塩化水素については、廃棄物焼却炉の場合、 $700\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ の排出基準が定められている。

また、平成30年4月1日から新たに水銀等（水銀及びその化合物）に係る排出規制が施行されており、廃棄物焼却炉の場合は、新設で $30\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ の排出基準が定められている。

(b) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉からの排ガスに対し排出規制を行っており、排出基準は表 4.2-27に示すとおりである。

表 4.2-27 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉）

廃棄物焼却炉	施設規模 (焼却能力)	排出基準 ^注 (ng-TEQ/m ³ _N)
火床面積が 0.5m ² 以上、又は焼却能力が 50kg/時 以上	4t/時以上	0.1
	2t/時以上4t/時未満	1
	2t/時未満	5

注：排出基準は新設の場合の数値を示す。

「平成11年 総理府令第67号」

(c) 福井県公害防止条例による規制

福井県公害防止条例（平成8年 福井県条例第4号）では、硫黄酸化物について、通常の燃料使用量が600kg/時間以上（重油換算）の工場・事業場を特定工場と定め、総量規制基準を定めている。ただし、廃棄物焼却炉については適用されない。

また、廃棄物焼却炉や酸による反応施設など有害物質を使用または排出する施設をばい煙に係る特定施設として規定し、廃棄物焼却炉については、表 4.2-28に示すとおり規制基準が定められている。

表 4.2-28 ばい煙に係る特定施設の規制基準

廃棄物焼却炉	項目	規制基準
火格子面積が 2 m ² 以上、または焼却能力が 200kg/時以上	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg/m ³ _N
	塩素	30 mg/m ³ _N
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg/m ³ _N
	鉛およびその化合物	10 mg/m ³ _N

「平成8年 福井県条例第4号」

(d) 福井市公害防止条例による規制

福井市公害防止条例（平成11年 福井市条例第25号）では、ばいじんについて、小規模な廃棄物焼却炉（火格子面積が 1 m²以上 2 m²未満、又は焼却能力が100kg/時以上 200kg/時未満）を対象に排出基準(0.5g/m³_N)を定めている。

2) 騒音

(a) 特定工場に係る規制基準

工場等に係る騒音は、騒音規制法、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例で規制対象及び基準値が定められており、規制基準は表 4.2-29に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-11に示すとおりである。騒音規制法及び各条例では規制の対象となる特定工場が異なっており、廃棄物焼却炉については福井市公害防止条例の対象となる。対象事業実施区域は、その他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-29(1) 特定工場において発生する騒音の規制基準（騒音規制法）

(単位：デシベル)

時間 区域	朝 (6:00～8:00)	昼 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 (22:00～6:00)
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

備考

- 1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表 1

区 域 ^注	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域

- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園（以下「学校・病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

注：永平寺町では、騒音規制法に基づく区域は必ずしも用途区域に一致しない（区域は、図 4.2-11参照）。

「昭和44年 福井県告示第607号」

「昭和47年 福井県告示第326号」

「平成26年 福井市告示第56号」

表 4.2-29(2) 特定工場において発生する騒音の規制基準（福井県公害防止条例）

（単位：デシベル）

時間 区域	朝 (6:00～8:00)	昼 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 (22:00～6:00)
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	55	60	55	55

備考

- 1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表1

区 域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域
第5種区域	工業専用地域の区域
その他の区域	上記以外の区域

- 2 第2種区域、第3種区域、第4種区域またはその他の区域の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成9年 福井県規則第6号」

表 4.2-29(3) 特定工場において発生する騒音の規制基準（福井市公害防止条例）

（単位：デシベル）

時間 区域	朝 (6:00～8:00)	昼 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜 (22:00～6:00)
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	60	65	60	55

備考

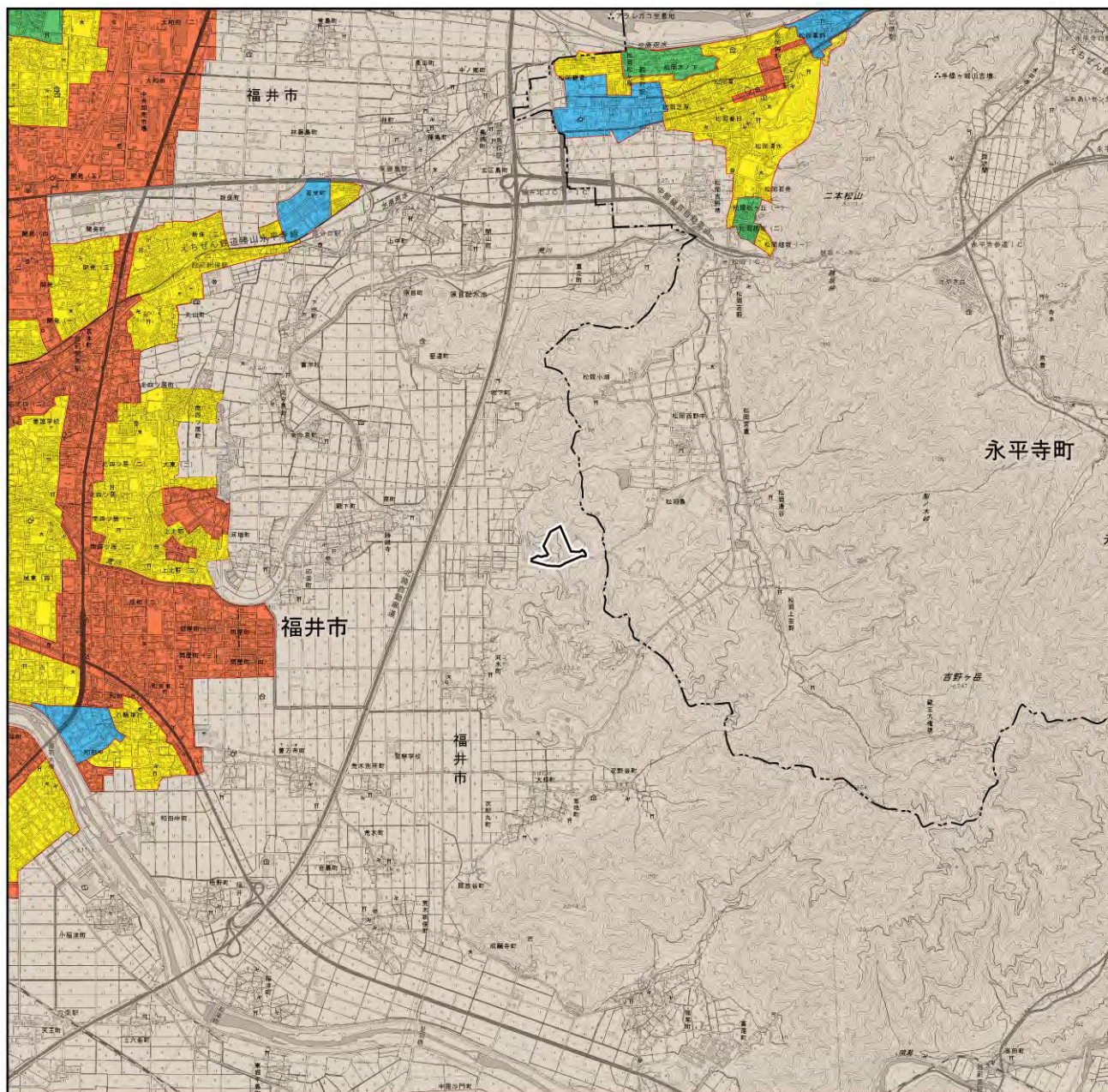
- 1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表1

区 域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域
第5種区域	工業専用地域の区域
その他の区域	福井市全域から上記の区域を除いた区域

- 2 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成11年 福井市規則第59号」



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町界
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域
- 第5種区域
- その他の区域

注：第5種区域は図の範囲に指定されていない。

出典：「福井都市計画総括図」（平成29年3月 福井市）、
「永平寺都市計画総括図」（平成19年3月 福井県永平寺町）をもとに作成

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
したものである。

1:50,000

0 0.5 1 2 km



図 4.2-11 特定工場において発生する騒音及び振動の規制基準に係る規制区域

(b) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、指定地域内（市街化区域のうち工業専用地域を除いた区域）において騒音規制法で、指定地域以外の地域では福井市公害防止条例で規制されており、規制基準は表 4.2-30に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第2号区域の規制基準が適用される。

表 4.2-30 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類		種類に対する規制基準				備 考			
		騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1 日の 作業時間 の制限	作業期間 の制限		日曜日、 その他の 休日の 作業禁止		
①	くい打機、くい 抜機またはくい 打くい抜機を 使用する作業	85デシベル 以下	第 1 号区域 午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	第 1 号区域 1 日につき 10時間以内	同一場所において連続 6 日間	日曜日、その 他の休日	もんけん、圧入式くい打くい 抜機又はくい打機をアース オーガーと併用する作業を 除く。		
②	びょう打機を 使用する作業								
③	さく岩機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する 作業にあつては、1 日における 当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		
④	空気圧縮機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kw以上のものに限る。 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		
⑤	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		第 2 号区域 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで	第 2 号区域 1 日につき 14時間以内			混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m³以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。 (モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		
⑥	バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。		
⑦	トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。		
⑧	ブルドーザーを使用する作業						原動機の定格出力が40kw 以上のものに限る。		

注：騒音規制法で定める指定地域以外の地域では、福井市公害防止条例による規制が適用され、「夜間又は深夜作業の禁止」及び「1日の作業時間の制限」については第2号区域の基準が用いられる。

備考（区域の区分）第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区域並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(オ)図書館、(カ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(そ の 他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 ⑥から⑧の作業にあつては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

「昭和43年 厚生省・建設省告示第1号」

「平成11年 福井市規則第59号」

「平成25年 福井市告示第131号」

(c) 道路交通騒音の要請限度

自動車騒音については、騒音規制法により要請限度が定められており、その内容は表 4.2-31に示すとおりである。

表 4.2-31 自動車騒音の要請限度

区域の区分	限 度	
	昼 間 (6 : 00 ~ 22 : 00)	夜 間 (22 : 00 ~ 6 : 00)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 (区域の区分) (指定地域は、図 4.2-9に示す類型A、B、Cに対応する)

a 区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種・第2種住居地域、準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以上の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は次表に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する区域の自動車騒音の限度	
昼 間 (6 : 00 ~ 22 : 00)	夜 間 (22 : 00 ~ 6 : 00)
75 デシベル	70 デシベル

「平成12年 総理府令第15号」
「平成12年 福井県告示第285号」
「平成26年 福井市告示第58号」

3) 振動

(a) 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る振動は、振動規制法及び福井市公害防止条例で定められており、規制基準は表 4.2-32に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲における規制区域の指定状況は図 4.2-11に示すとおりである。廃棄物焼却炉については、対象事業実施区域は福井市公害防止条例に基づくその他の区域の規制基準が適用される。

表 4.2-32(1) 特定工場において発生する振動の規制基準（振動規制法）

時間 区域	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第1種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域
第2種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成9年 福井県規則第6号」
「昭和53年 福井県告示第184号」
「昭和51年 環境庁告示90号」
「平成30年 福井市告示第48号」

表 4.2-32(2) 特定工場において発生する振動の規制基準（福井市公害防止条例）

時間 区域	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第1種区域 第2種区域	60 デシベル	55 デシベル
第3種区域 第4種区域 第5種区域 その他の区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 この表に掲げる区域は表 4.2-29の附表1に掲げる区域とする。
- 2 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

「平成11年 福井市規則第59号」

(b) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動については、指定地域内（市街化区域のうち工業専用地域を除いた区域）において振動規制法で、指定地域以外の地域では福井市公害防止条例で規制されており、規制基準は表 4.2-33に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第2号区域の規制基準が適用される。

表 4.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類		種類に対する規制基準					備 考
		振動の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1 日の 作業時間 の制限	作業期間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
①	くい打機、くい 抜機またはく い打くい抜機 を使用する作 業	75デシベル 以下	第 1 号区域 午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	第 1 号区域 1 日につき 10時間以内	同一場所に おいて連続 6 日間	日曜日、そ の他の休日	もんけん、圧入式くい打く い抜機又はくい打機をア ースオーガーと併用する 作業を除く。
②	鋼球を使用し て建築物その 他の工作物を 破壊する作業						
③	舗装版破砕機 を使用する作 業						
④	ブレーカーを 使用する作業		第 2 号区域 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで	第 2 号区域 1 日につき 14時間以内			

注：振動規制法で定める指定地域以外の地域では、福井市公害防止条例による規制が適用され、「夜間又は深夜作業の禁止」及び「1日の作業時間の制限」については第2号区域の基準が用いられる。

備考（区域の区分）第1号区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)幼保連携型認定こども園、(エ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(オ)図書館、(カ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(そ の 他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

「昭和51年 総理府令58号」

「昭和53年 福井県告示第185号」

「平成26年 福井市告示第59号」

(c) 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、表 4.2-34に示す規制基準（要請限度）、規制区域が定められている。

表 4.2-34 道路交通振動の要請限度

時間 区域	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考（区域の区分）第1種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第1種区域及び第2種区域、第2種区域：表 4.2-29の附表1に掲げる区域の区分の第3種区域及び第4種区域

(そ の 他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

「昭和51年 総理府令58号」

「昭和53年 福井県告示第184号」

「平成26年 福井市告示第62号」

4) 水質汚濁

(a) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法（昭和45年 法律第138号）に基づき、工場と事業所からの排水に全国一律の排水基準（健康項目28項目、生活環境項目15項目）が定められている。その内容は表 4.2-35に示すとおりである。

表 4.2-35 (1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（健康項目）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L
	海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L
	海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L ^注
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

注：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考

「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合に、その結果が定量限界を下回ることをいう。

「昭和46年 総理府令第35号」

表 4. 2-35 (2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外5.8以上8.6以下
	海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
リン含有量	16 mg/L(日間平均 8mg/L)

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚水状態
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

「昭和46年 総理府令第35号」

(b) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例による規制

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年 福井県条例第32号）では、表 4. 2-36に示すとおり、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質質量(SS)について、水域毎に上乘せ基準を定めており、対象事業実施区域及びその周囲では表 4. 2-36の九頭竜川水域に係る排水基準が適用されている。

表 4. 2-36 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく排水基準（抜粋）

項目	業 種		水質汚濁 防止法に 基づく一 律基準 (mg/L)	許容限度 (mg/L)				
				九頭竜川水域				
				新設		既設		
				排水量 3,000m ³ /日 (下水道にあつては 50,000m ³ /日)				
				未満	以上	未満	以上	
区 分								
BOD COD	1	食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	
	2	繊維工業（染色整理業を含む。）	〃	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	
	3	紙・パルプ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	〃	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)
			その他	〃	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)
	4	化学工業	医薬品製造業	〃	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)
			その他	〃	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設または試験研究機関 等の施設	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	
	6	旅館業	〃	80(60)		－		
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	
	8	し尿処理施設	〃	－(30)		－(30)		
SS	9	下水道終末処理施設	〃	－(20)		－(60)	－(40)	
	10	その他	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	
	1	食料品製造業	200(150)	120(100)		150(120)		
	2	繊維工業（染色整理業を含む。）	〃	90(70)		120(100)		
	3	紙・パルプ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカルパルプ 製造業	〃		120(100)		
			その他	〃		120(100)		
	4	化学工業	〃	90(70)		120(100)		
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設または試験研究機関 等の施設	〃	90(70)		120(100)		
	6	旅館業	〃	120(100)		－		
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	〃	150(120)		－		
8	し尿処理施設	〃	－(70)		－(70)			
9	下水道終末処理施設	〃	－(70)		－(120)			
10	その他	〃	90(70)		120(100)			

注：1. 新設とは S53. 8. 1 以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設または試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外で S48. 1. 1～S53. 7. 31 に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。

2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59. 6. 25 から適用する。

3. 基準値の（ ）内は日間平均。BOD は河川、COD は海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。

「昭和47年 福井県条例第32号」

5) 悪臭

(a) 悪臭防止法等による規制

a) 臭気指数による規制

福井市では、悪臭防止法による規制について、平成22年4月1日より特定悪臭物質の濃度による規制から臭気指数による規制に変更しており、その内容は表 4.2-37 に示すとおりである。

表 4.2-37 悪臭防止法に係る臭気指数による規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	規制基準		
		敷地境界線 (臭気指数)	気体排出口	排水 (臭気指数)
第1種区域	第1, 2種低層住居 専用地域	12	排出された気体のにおいが地表に着地したときに、敷地境界線上の規制基準に適合するように、大気拡散式等を用いて事業所毎に算定される。(悪臭防止法施行規則第6条の2で定められた方法)	28
第2種区域	第1, 2種中高層住居 専用地域 第1, 2種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

備考：規制対象となるのはすべての工場又は事業場

「平成30年 福井市告示第49号」

また、福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例では、悪臭防止法による規制地域以外の区域に臭気指数による規制基準を設定しており、その内容は表 4.2-38 に示すとおりである。対象事業実施区域は、図 4.2-12に示すようにその他の区域に該当し、許容限度（臭気指数）15が適用される。

なお、福井県公害防止条例では、廃棄物焼却炉は規制の対象となっていないが、福井市公害防止条例において、「焼却炉の火格子面積が1㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり100kg以上のもの」を設置する工場又は事業場が特定工場として規制対象となっている。

表 4.2-38 福井県公害防止条例及び福井市公害防止条例に係る規制基準

規制地域	都市計画法の規定による用途地域の区分	福井県公害防止条例	福井市公害防止条例
		敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1～5種区域以外の地域		15

備考：規制対象となるのは福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されない。

「昭和47年 福井県規則第5号」

「平成11年 福井市規則第59号」

b) 特定悪臭物質濃度による規制

永平寺町では、悪臭防止法により、敷地境界線の地表における大気中の濃度、事業場の煙突その他の気体排出口における気体中の濃度、事業場から排出される排出水中の特定悪臭物質の濃度について、区域の区分毎に規制基準が設定されている。

敷地境界線の地表における大気中の規制区域毎の規制基準は表 4.2-39に、規制区域の指定状況は図 4.2-12に示すとおりである。

表 4.2-39 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準（大気中の濃度の許容限度）

特定悪臭物質の種類	規制基準（ppm）	
	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

備考 A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域及び工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

「昭和47年 総理府令第39号」

「昭和53年 福井県告示第188号」

事業場の煙突その他の気体排出口における気体中の規制区域毎の規制基準（流量の許容限度）は、アンモニア等の13物質を対象に表 4.2-40に掲げる大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した流量となる。

表 4.2-40 気体排出口における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

対象とする 特定悪臭物質	区域の区分	規制基準 (ppm)	
		A 区域	B 区域
アンモニア		1	2
硫化水素		0.02	0.06
トリメチルアミン		0.005	0.02
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
キシレン		1	2

「昭和47年 総理府令第39号」

「昭和53年 福井県告示第188号」

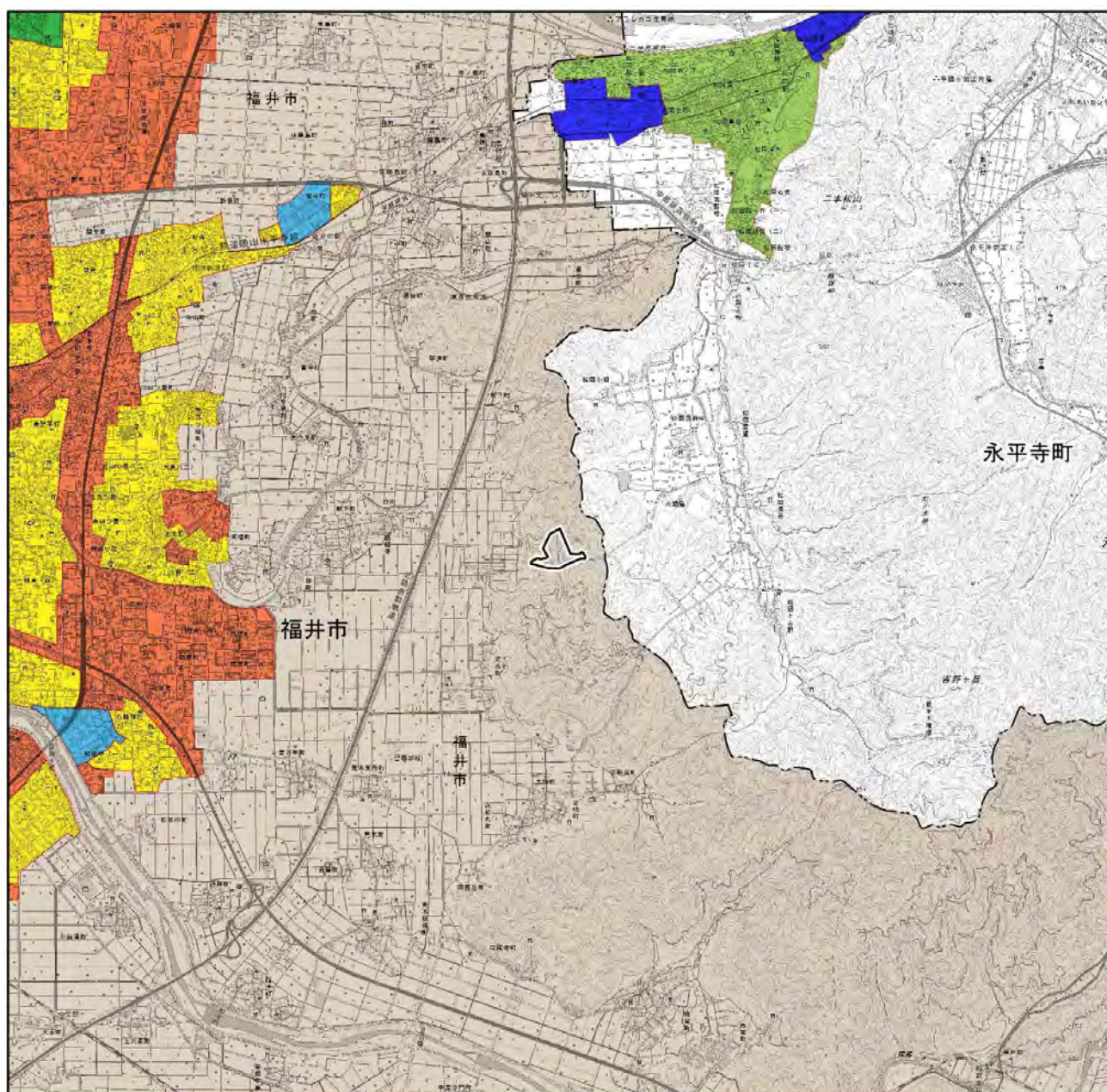
事業場から排出される排出水中の特定悪臭物質の規制区域毎の規制基準(排出水中の濃度の許容限度)は、メチルメルカプタン等の4物質を対象に表 4.2-41に掲げる大気中の濃度の許容限度を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度となる。

表 4.2-41 排出水中における規制基準算出のための大気中の濃度の許容限度

対象とする 特定悪臭物質	区域の区分	規制基準 (ppm)	
		A 区域	B 区域
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03

「昭和47年 総理府令第39号」

「昭和53年 福井県告示第188号」



凡 例

対象事業実施区域

市町界

福井市

- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域
- 第5種区域
- その他の区域

永平寺町

- A区域
- B区域

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
したものである。

注：第5種区域は図の範囲に指定されていない。

出典：「福井都市計画総括図」（平成29年3月 福井市）、

「永平寺都市計画総括図」（平成19年3月 福井県永平寺町）をもとに作成

1:50,000

0 0.5 1 2 km



図 4.2-12 悪臭防止法等に基づく規制地域

6) 土壌汚染

(a) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準及び要措置区域等の指定状況

土壌汚染対策法（平成14年 法律第53号）は土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。同法に基づく区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準)は表 4.2-42に示すとおりである。

表 4.2-42(1) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る土壌溶出量基準(汚染状態に関する基準)

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき カドミウム 0.003mg 以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき 六価クロム 0.05 mg 以下
クロロエチレン	検液1Lにつき 0.002 mg 以下であること
シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg 以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg/L 以下
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg 以下
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液1Lにつき セレン 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg 以下
チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg 以下
鉛及びその化合物	検液1Lにつき 鉛 0.01 mg 以下
砒素及びその化合物	検液1Lにつき 砒素 0.01 mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつき ふっ素 0.8 mg 以下
ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg 以下
ほう素及びその化合物	検液1Lにつき ほう素 1 mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと

表 4.2-42(2) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る土壌含有量基準(汚染状態に関する基準)

特定有害物質の種類	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき カドミウム 45 mg 以下
六価クロム化合物	土壌1kgにつき 六価クロム 250 mg 以下
シアン化合物	土壌1kgにつき 遊離シアン 50 mg 以下
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき 水銀 15 mg 以下
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき セレン 150 mg 以下
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき 鉛 150 mg 以下
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき 砒素 150 mg以下
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき ふっ素 4000 mg以下
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき ほう素 4000 mg以下

「平成14年 環境省令第29号」

7) 地盤沈下

(a) 福井県公害防止条例に基づく地下水の取水の規制

福井県では、福井県公害防止条例に基づき、地下水の節水を目的として福井県全域を対象に一定規模（動力を用いて地下水を採取するための施設で揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計）が19.6㎡以上のもの）以上の揚水機を用いて地下水を採取する場合は届け出が必要とされている。

(b) 福井県地盤沈下対策要綱による地下水の採取量の報告

福井県では、地盤沈下の対策として「福井県地盤沈下対策要綱」（昭和50年）を作成し、対象地域を設定してその地域における地下水採取者に対し、毎月の地下水採取量を報告するよう義務付けている。また、多量（工場、事業場ごとに日量1,000m³を超える）に採取する者に対しては毎年、地下水利用計画書を提出するようになっている。

対象事業実施区域は、「福井県地盤沈下対策要綱」の対象地域には含まれていない。

(c) 地下水適正利用指導要領による地下水の採取量の報告

福井県では、「地下水適正利用指導要領」により、福井市内の「福井県地盤沈下対策要綱」に定める対象地域を除く地域において、地下水多量採取者（工場、事業場ごとに日量1,000m³を超える）に対し、前年度の地下水採取量及び当該年度の地下水使用予定量を報告するよう義務付けられている。

(3) 自然環境保全に係る地域の指定状況

1) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和32年 法律第161号）に基づく国立公園、国定公園は分布していない。また、「福井県立自然公園条例」（昭和33年 福井県条例第53号）に基づく県立自然公園も分布していない。

2) 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和47年 法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域は分布していない。また、「福井県自然環境保全条例」（昭和48年 福井県条例第1号）に基づく自然環境保全地域も分布していない。

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の分布状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年 条約第7号）の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は分布していない。

4) 都市緑地法に基づく緑地保全地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和48年 法律第72号）に基づく緑地保全地区は分布していない。

5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年 法律第88号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表 4.2-43及び図 4.2-13に示すとおりである。

鳥獣保護区は対象事業実施区域には指定されていない。

表 4.2-43 鳥獣保護区の指定状況

番号 ^注	名称	面積	期限
1	永平寺鳥獣保護区	1,230 ha	R22.10.31
2	東郷鳥獣保護区	1,300 ha	R18.10.31

注：番号は、図 4.2-13の番号と対応する。

出典：「平成30年度福井県鳥獣保護区等位置図」（平成30年9月 福井県）

6) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の分布状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年 条約第28号）により指定された湿地の区域は分布していない。



図 4.2-13 鳥獣保護区の指定状況

(4) 資源等の保護・保存に係る地域の指定状況

1) 福井県公害防止条例に基づく地下水の取水の規制

福井県公害防止条例では、地下水の節水を目的として福井県全域を対象に一定規模（動力を用いて地下水を採取するための施設で揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計）が19.6㎡以上のもの）以上の揚水機を用いて地下水を採取する場合は届け出が必要とされている。

2) 福井市景観条例に基づく特定景観計画区域の指定状況

福井市景観条例（平成20年 福井市条例第21号）では、重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を、特定景観計画区域として景観計画に定めているが、対象事業実施区域及びその周囲には指定されている区域は分布していない。

なお、永平寺町景観条例（平成23年 永平寺町条例第10号）では、景観計画において重点的に良好な景観の形成を図る特定景観計画区域は指定されていない。

3) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、都市計画法（昭和43年 法律第100号）に基づく風致地区は指定されていない。

(5) 国土防災関係

1) 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和26年 法律第249号）に基づく保安林の指定状況は、図 4.2-14に示すとおりである。

対象事業実施区域には、保安林は分布していない。

2) 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治30年 法律第29号）に基づく砂防指定地の指定状況は、図 4.2-15に示すとおりである。

対象事業実施区域には、砂防指定地は分布していない。

3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域」（昭和44年 法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 4.2-16に示すとおりである。

対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域は分布していない。

4) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」（昭和33年 法律第30号）に基づく地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域は分布していない。

5) 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「海岸法」（昭和31年 法律第101号）に基づく海岸保全区域は分布していない。

6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年 法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、図 4.2-16に示すとおりである。

対象事業実施区域は、一部が土砂災害警戒区域に指定されている。

7) 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（平成18年 林野庁）に基づく山地災害危険地区の指定状況は、図 4.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域には、山地災害危険地区は分布していない。

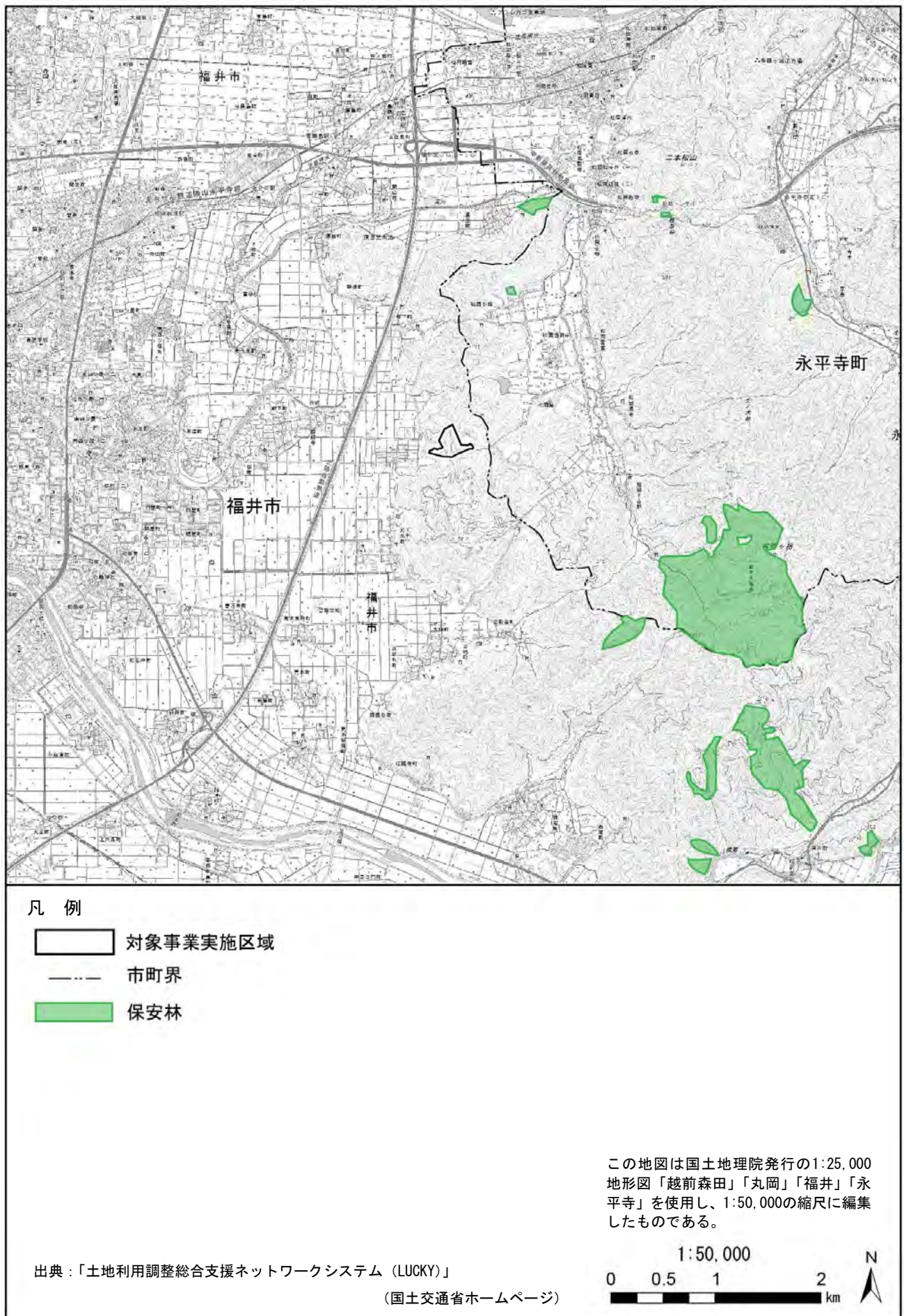
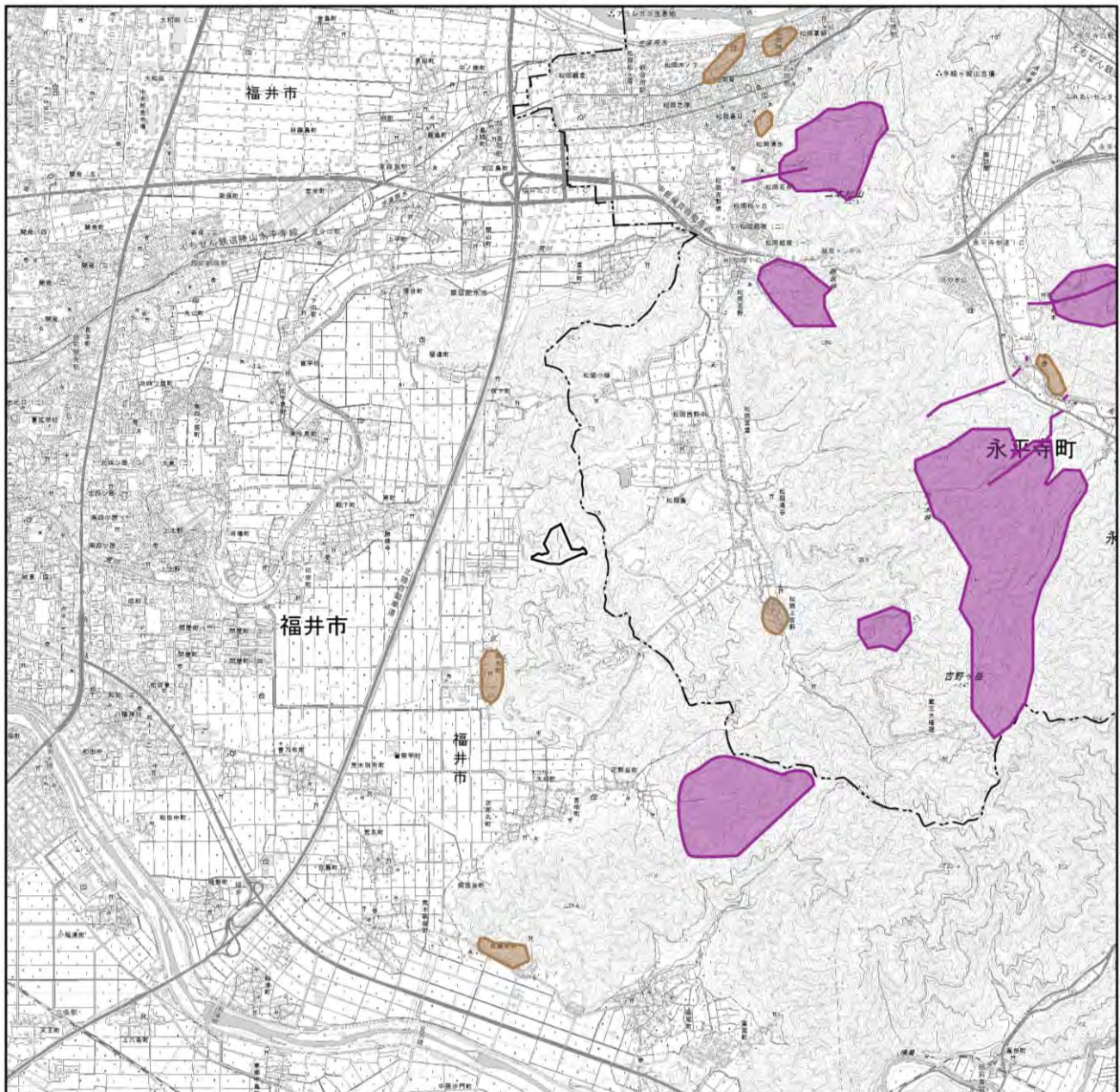


図 4.2-14 保安林の指定状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町界
- 砂防指定地（面・線）
- 急傾斜地崩壊危険地区

この地図は国土地理院発行の1:25,000
地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永
平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集
したものである。

出典：「福井土木事務所管内図」（平成30年3月 福井県福井土木事務所）

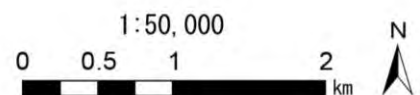


図 4.2-15 砂防指定地等の指定状況

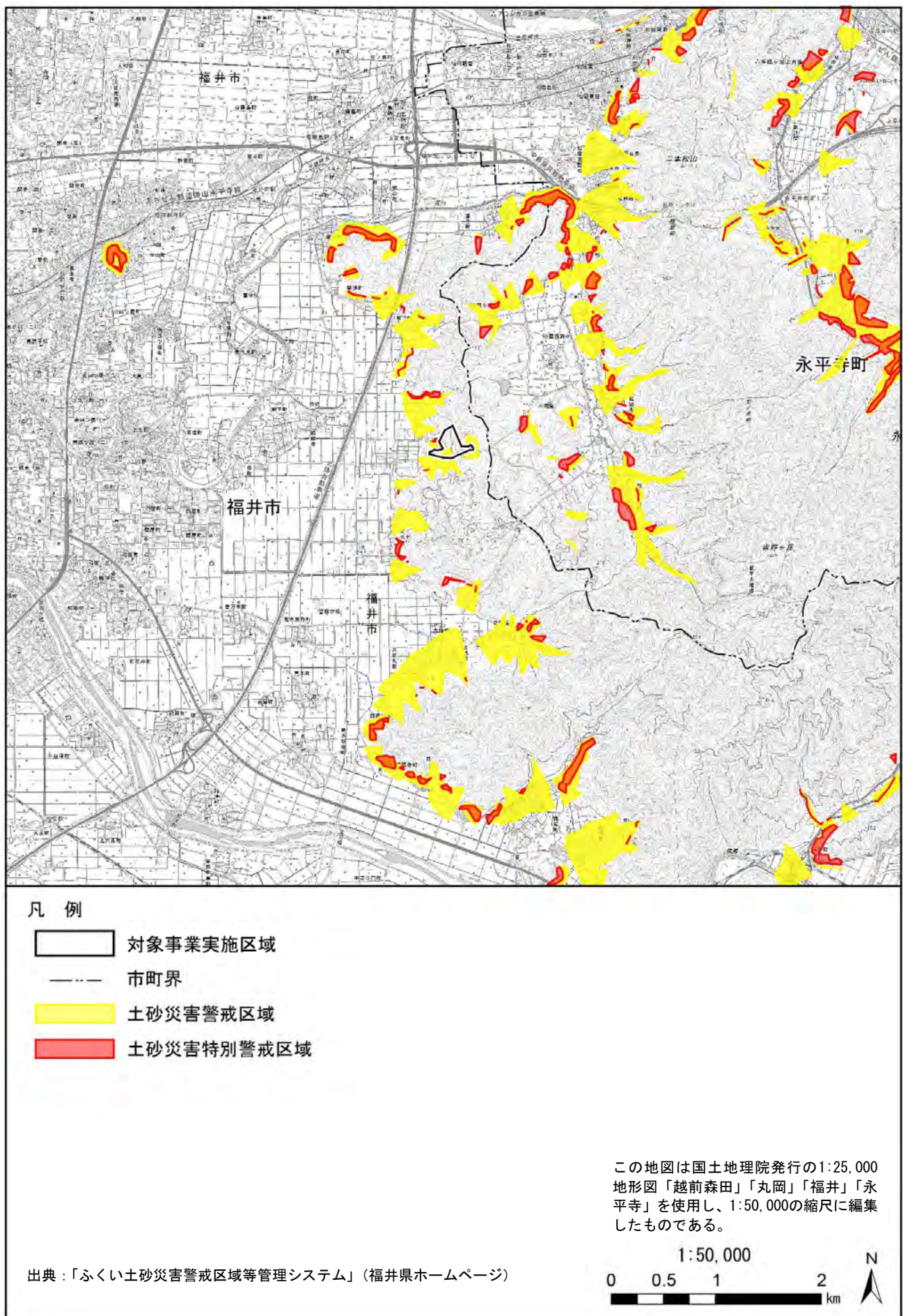


図 4.2-16 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

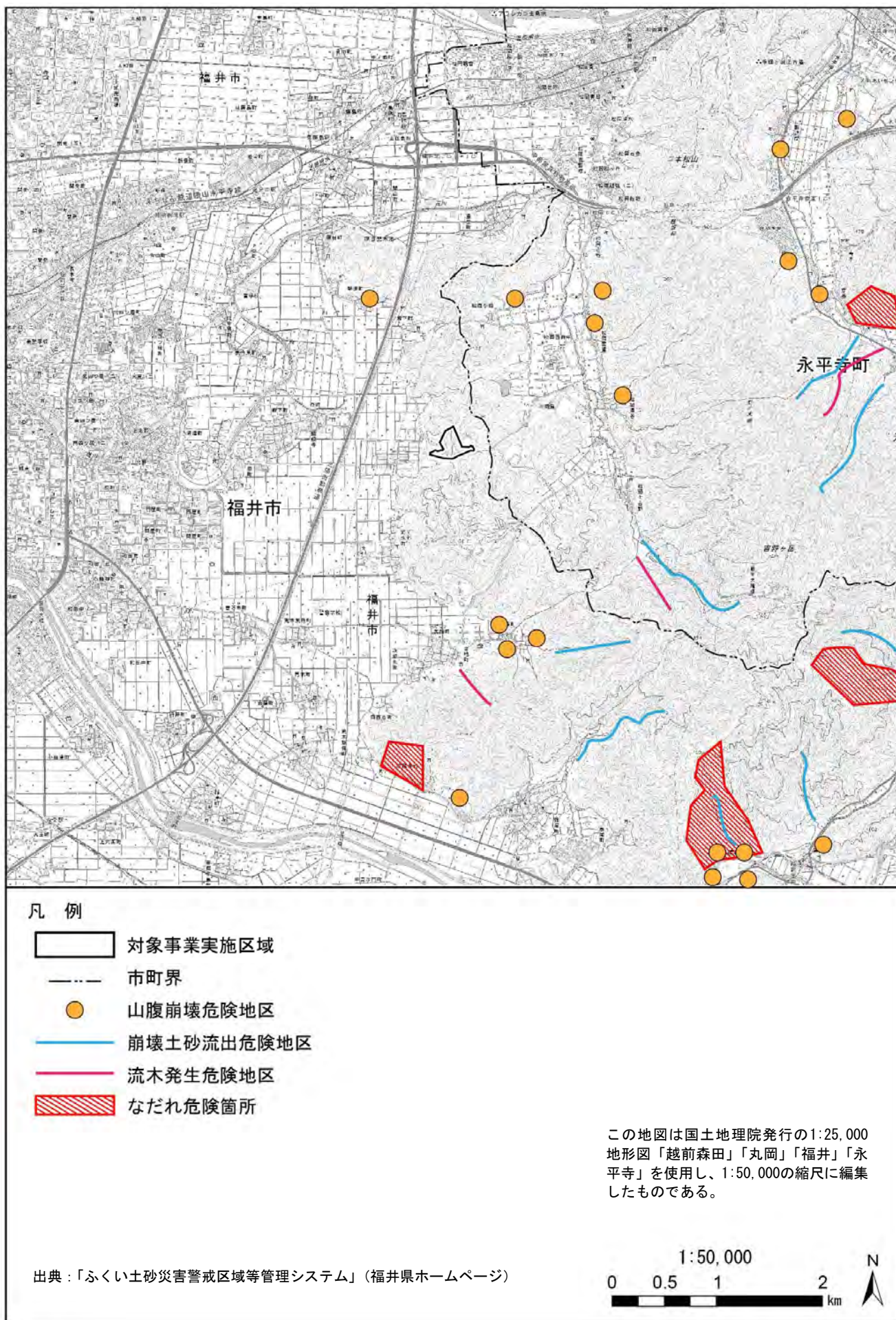


図 4.2-17 山地災害危険地区の指定状況

4.2.9 その他下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

(1) 下水道整備、し尿処理、ごみ処理の状況

1) 下水道の整備状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成30年度における下水道の整備の状況は、表 4.2-44 に示すとおりであり、普及率は福井市では87.1%、永平寺町では76.2%、県全体では80.3%となっている。

表 4.2-44 下水道の整備状況（平成30年度）

市町県	整備済面積 (ha)	行政人口 ^注 (人)	処理人口 ^注 (人)	下水道処理人口 普及率 (%)
福井市	5,056.7	263,109	229,151	87.1
永平寺町	462.2	18,542	14,130	76.2
福井県	19,411.0	782,494	628,213	80.3

注：平成31年3月31日現在

出典：「令和元年度 福井県環境白書 資料編」（福井県ホームページ）

2) し尿処理の状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成30年度におけるし尿処理の状況は、表 4.2-45に示すとおりであり、し尿処理量は福井市では33,892kL、永平寺町では886kL、県全体では136,459kLとなっている。

表 4.2-45 し尿処理の状況（平成30年度）

市町県	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)	自家処理量 (kL)	合計 (kL)
福井市	1,979	31,906	7	33,892
永平寺町	130	886	0	886
福井県	21,049	114,356	1,054	136,459

出典：「廃棄物処理技術情報」（環境省ホームページ）

3) ごみ処理の状況

福井市、永平寺町及び福井県の平成30年度における一般廃棄物の処理の状況は、表 4.2-46に示すとおりであり、ごみ処理量は福井市では86,052 t、永平寺町では5,020 t、県全体では258,685 t となっている。

表 4.2-46 一般廃棄物の処理の状況（平成30年度）

市町県	ごみ総排出量 ^{注1} (t)	ごみ処理量 ^{注2} (t)	中間処理後再生利 用量 ^{注3} (t)	リサイクル率 ^{注4} (%)	最終処分量 ^{注5} (t)
福井市	97,343	86,052	5,388	17.9	8,135
永平寺町	6,224	5,020	360	17.5	761
福井県	287,646	258,685	19,527	18.6	28,544

注1：ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

注2：ごみ処理量＝直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量

注3：中間処理後再生利用量＝焼却施設＋粗大ごみ処理施設＋ごみ堆肥化施設＋ごみ飼料化施設＋メタン化施設
＋ごみ燃料化施設＋その他の資源化等を行う施設＋その他の施設

注4：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

注5：最終処分量＝直接最終処分量＋焼却残渣量＋処理残渣量

出典：「廃棄物処理技術情報」（環境省ホームページ）

4.2.10 各種関連計画の状況

(1) 都市計画

1) 福井県都市計画区域マスタープラン

福井県では、平成16年に、都市計画法の改正により都市計画区域単位での策定が義務付けられた「都市計画区域マスタープラン」を策定している。「都市計画区域マスタープラン」は、県内各都市の趨勢や今後の人口・産業の見通しなどを踏まえて、概ね20年後の都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものである。計画の策定から時間が経過し、都市計画に関する新たな法制度の整備・改正等が行われたほか、県内でも市町村合併の進展や高速交通ネットワークの整備進捗などの新たな状況の変化もみられることから、これらの新たな視点を踏まえた計画となるように平成26年2月28日に見直しが行われている。

福井市及び永平寺町は「福井都市計画区域」に含まれる。

福井都市計画区域の都市づくりの基本理念は下記のとおりである。

- 豊かな自然や歴史を育む都市と県都づくり
- 持続可能な都市づくり
- 都市間の交流・連携を促進する都市づくり
- 安全・安心に住み続けられる都市づくり

2) 福井市都市計画マスタープラン

福井市では、平成12年に「福井市都市計画マスタープラン」を策定し、その後の社会情勢の変化に対応するため、平成22年に都市計画マスタープランの改定を行っている。改定した都市計画マスタープランの目標年次は平成42年としている。

都市づくりの理念は、『暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち』としており、暮らしの豊かさを支える下記の4つの視点を提示している。

- ・活力：魅力や活力を高める多様な拠点づくり
- ・生活：安全に、安心して快適に過ごせる身近な生活空間づくり
- ・交流：誰もが自由に行動できる移動の骨格づくり
- ・潤い：誇りと愛着を育む水と緑の空間づくり

また、目指すべき都市の将来像として、下記の2点を提示している。

- ・自然環境との共生・調和を基本とした水と緑あふれる都市
- ・中心市街地と地域拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市

さらに、都市計画区域マスタープランでは、全体構想の都市づくりの方針を受けて、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを進めるため、福井市を13の地域に区分し、地域別のまちづくり方針を定めている。対象事業実施区域は「市街地東部」に含まれ、まちづくりの基本的な考え方として、「東山やその裾野に広がる田園風景などを大切にしながら人とまちと自然が調和したゆとりある生活環境の実現と、福井の東の玄関口として美しいまちづくりを進めます。また、市街地では複数の総合病院を有し、中心部に近い立地条件、北陸自動車道や国道8号、国道158号などの広域交通の利便性を活かし、快適な暮らしや都市活動が持続するまちづくりを進めていきます。」としている。

3) 永平寺町都市計画マスタープラン

永平寺町では、平成22年に「永平寺町都市計画マスタープラン」を策定している。都市計画マスタープランの目標年次は令和12年としている。都市づくりの目標として、都市の将来像を『水と歴史に学び誇りを紡ぐ「住み続けたい」緑のまち』とし、下記に示す目標を提示している。

- 目標 1 交流や連携の軸の形成
- 目標 2 地域資源を活かした多様な拠点の形成
- 目標 3 快適で質の高い生活空間の創出
- 目標 4 背景となる豊かな景観の保全・継承
- 目標 5 参加型まちづくりの仕組みの構築

(2) 環境基本計画

1) 福井県環境基本計画

福井県では、「福井県環境基本条例」（平成 7 年 福井県条例第 5 号）における「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の 3 つの基本理念の実現を目指すため、同条例に基づき、平成30年 3 月に「福井県環境基本計画」を改定している。

本計画の基本目標は、県民一人一人が福井の美しい環境を守りながら活力あるふるさとを未来に繋いでいくことを目指し、「ふるさとの美しい環境を守り育て 福井の活力につなげる」としている。計画期間は平成30年度から令和 4 年度までとしている。

本計画の重点プロジェクトは 5 項目を掲げており、その内容は表 4.2-47に示すとおりである。

表 4.2-47(1) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点プロジェクト	具体的な施策
1	タイムスケイプ研究・活用プロジェクト	タイムスケイプ研究の推進 嶺南地域の自然や歴史を、年縞を活用してひも解くことにより、自然の仕組みや自然と人の暮らしとの関わりを明らかにする研究を里山里海湖研究所において推進する。
		タイムスケイプ学びの旅の推進 年縞博物館を拠点として、年縞により研究が進んだ世界の考古学、古気候学等の最新の知見の紹介や、学芸員等の案内により年縞研究で明らかになった知見を嶺南各地で学ぶ「タイムスケイプを体感する旅」を推進する。
		年縞国際ネットワークの構築 オックスフォード大学等と連携して年縞から花粉を抽出する国際ネットワーク（体制）を構築するとともに、得られた情報をデータベース化し、国際共同研究の推進に貢献する。

表 4.2-47(2) 福井県環境基本計画における重点プロジェクト

番号	重点プロジェクト	具体的な施策
2	自然活用推進プロジェクト	生き物・星空の宝庫六呂師高原の学びと体験の拠点化 環境学習の適地である六呂師高原において、昆虫などの生物や星空観察・自然体験のための施設の改修、ガイド育成を行い、六呂師高原の自然を学び、楽しめる拠点到整備する。
		「学びの海湖」における自然体験活動の推進 学びの森に加え、新たに三方五湖や若狭湾などを「学びの海湖」に指定し、福井の豊かな海や湖をカヤック等の子どもの体験の場として活用し、森、海、湖など多様な自然体験を推進する。
		里海湖トレイルの活用 風光明媚な海岸や里山を結ぶ自然歩道を活用して越前海岸から若狭湾までの「里海湖トレイル」を設定し、変化に富んだ海岸の風景や集落における自然と共生した暮らしと文化の体験を促進する。
3	未来を守るストップ温暖化プロジェクト	県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進 温暖化対策の重要性への理解を深め、県民や事業者の自主的な取組みを促すため、市町・環境ふくい推進協議会と連携し、テーマを決めて、県下一斉の省エネ行動を実践するなど、さらなる普及啓発を推進する。
		元気な地域づくりにつながる再生可能エネルギー導入の推進 小水力発電など地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を支援するとともに、売電収入の一部を伝統行事の承継や農作業支援などの地域振興策に活用することで、地域の課題解決にも貢献する。
		嶺南地域の優れた「環境・エネルギー資源」を活かした温暖化対策の推進 温暖化防止に大きく貢献してきた嶺南地域において、再エネや省エネ設備等の導入により、地域産業の発展や住民サービスの充実、施設のエネルギー源への利用などを進める。 再エネ・省エネ設備導入例：温室栽培への熱供給、病院・福祉施設の電気・空調・給湯、観光周遊EVバス等
4	企業等による地域貢献プロジェクト	新環境CSR活動の促進事業 企業の環境CSR(社会貢献)を促進し、資金や人材の提供を受け、「ふくいのおいしい水」や「ふくいふるさとの音風景」など地域固有の自然や伝統行事を承継・保全し、地域の賑わいを創出する。
		三方五湖・北潟湖の自然再生を多様な主体と共働して実施 三方五湖におけるウナギやシジミなどの生き物の生息環境の改善、ヒシの管理、北潟湖におけるフナやシジミなどの生息環境の改善等、自然再生活動を研究者や環境団体など多様な主体と共働して実施する。
		地域に貢献する廃棄物処理事業への支援 廃棄物処理施設の重要性に対する地域住民の理解促進を図るため、施設見学会の開催や施設から発生する熱の利活用など、処理業者が行う地域貢献の取組みを支援する。 発生熱の利活用例：廃棄物処理施設周辺の道路融雪、地域内の街路灯等
5	美しいふるさと景観づくりプロジェクト	里地里山の原風景の保全 里山里海湖研究所が、森の維持管理等に必要な資機材の貸出しや専門家の派遣等を行うことにより、地域住民、企業、地域おこし協力隊等を支援し、ふるさとのシンボルとなる里地里山の美しい原風景を保全する。
		「しあわせ」を呼ぶ環境美化県民運動の実施 福井に多い神社・仏閣等の周辺におけるごみ拾い大会など、環境美化活動を県民の「しあわせ」につながるイベントとして実施し、「しあわせ」を呼ぶ県民運動として展開する。
		魅力あるふるさと資産を観光資源として活用促 越前海岸水仙畑の重要文化的景観の選定に向けた調査や、嶺南地域における鉄道と港の近代化遺産や鯖街道等の旧街道を復元するなど魅力あるふるさと資産の活用を促進する。

2) 福井市環境基本計画

福井市では、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「福井市環境基本条例」（平成11年 福井市条例第3号）に基づき平成12年度に「福井市環境基本計画」を作成しており、現在は令和3年度から令和7年度までの5年間の「第4次計画」が策定されている。この中で福井市の目指す環境像として、「未来へつなごう環境にやさしい持続可能なまち・ふくい」を掲げている。

本計画では目指す環境像を実現するため、表 4.2-48に示す基本方針を定めている。

表 4.2-48 福井市環境基本計画における基本方針

番号	基本方針	内容
1	豊かな自然や生き物を守り育て、将来に伝える	里地・里山に代表されるような豊かな自然やそこに生息する多様な生き物を守り育て、将来に伝えていくためには、人と自然との関わりを維持していくことが大切である。 地域住民や市民組織等による環境保全・再生活動等を促進する取組を進める。
2	快適な暮らしを守り、水と緑が豊かな都市環境を創出する	現在、本市においては、身近にある大気や水など、生活環境は良好な状態で保たれている。これからも快適な生活が守られなければならない。 また、自然を活かした水と緑が豊かな都市環境を創出し、潤いのある空間づくりに取り組む。
3	温室効果ガスの排出を減らし、気候変動の影響に適応した社会づくりを進める	温室効果ガスの排出を減らすには、一人ひとりが、まちづくりや日常生活、事業所の活動など、様々な場面でエネルギーの利用を見直すとともに、省資源の取組が必要である。 低炭素型社会への転換に向け、市民や事業所等の省エネや省資源への取組の支援や環境負荷の少ない交通環境の構築を進める。 また、気候変動の影響に対する適応策についても検討する。
4	ごみを減らし、資源を大切に作る循環型社会づくりを進める	廃棄物の3R（ごみの発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】）に取り組み、資源を大切にして循環させる取組を進める。
5	市民・市民組織・事業者・行政が、共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進める	一人ひとりが、身近な環境活動が「持続可能な社会づくり」につながっているという広い視点を持って環境問題を学習し、自ら考え、行動できる人材を育成することが必要である。 あらゆる関係主体が互いに協力しあうパートナーシップにより、環境・経済・社会の総合的向上に貢献し、共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進める。

3) 第2次永平寺町環境基本計画

永平寺町では、「永平寺町環境基本条例」（平成19年 永平寺町条例第20号）に基づき平成20年に「永平寺町環境基本計画」を作成しており、平成30年3月に「第2次永平寺町環境基本計画」に改定している。本計画は、永平寺町の目指す環境未来像として、「禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ」を掲げており、計画期間は平成30年度から令和9年度までとしている。

本計画では目指す環境未来像を実現するため、表 4.2-49に示す基本施策を定めている。

表 4.2-49 第2次永平寺町環境基本計画における基本施策

番号	基本施策	内容
1	自然共生社会の推進	地域の豊かな自然や多様な生き物を守り育て将来に伝えるために、自然や生き物を保護・再生する活動や、里地里山の豊かな自然の保全等を推進する。
2	循環型社会の推進	天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成には、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの取り組みが不可欠だが、さらに環境への負荷を低減していくために、不要なものを断る（リフューズ）、修理して使う（リペアー）といった取り組みも含めた5Rを推進していく。
3	低炭素社会の推進	低炭素社会への転換のために、再生可能エネルギーの推進を図る。徒歩や自転車、公共交通機関による移動を促進し、次世代自動車等ガソリン自動車よりも環境負荷の少ない移動手段への転換を図る。また、住宅等における省エネ等の取り組みを推進する。
4	歴史・文化と景観の保全	永平寺町の歴史・文化的遺産や地域の風習や伝統行事を大切に守り、また、景観の保全・創出を図る。
5	生活環境の保全	私たち人が快適に生活でき、様々な生物が生存していくためには、空気や水などの身近な環境をきれいに保つ必要がある。公害や不法投棄の防止等に向けた事業所への指導や町民への啓発に取り組む。

(3) 景観計画

1) 福井市景観基本計画

福井市では、平成19年5月に「福井市景観基本計画」を策定し、平成20年3月に具体的な行為の制限や景観形成の基準などを定めた「福井市景観計画」を策定している。なお、景観計画は平成28年3月に変更されている。

景観基本計画における景観形成の目標は『四季彩織りなす風景都市～住みたくなる心地よい景観をめざして～』としており、5つの景観形成の基本方針を提示している。

- 1 福井を象徴する『シンボル景観』の形成
- 2 福井の「地」となる『自然景観』との共生
- 3 地域固有の『歴史・文化的景観』との共生
- 4 魅力あふれる『都市景観』の形成
- 5 福井らしい景観を育む『人づくり』

また、景観基本計画では福井市内を特性の異なる7つのゾーンに分け、それぞれのゾーンと軸の景観特性を活かした取組を進めている。対象事業実施区域は「田園景観形成ゾーン(市街地東部エリア)」に含まれ、以下に示すテーマと基本方針が提示されている。

《景観形成のテーマ》

文化が薫るコシヒカリの里景観の形成

《景観形成の基本方針》

- ・コシヒカリ発祥の地である広大な田園景観の保全
- ・文殊山の麓に広がる糞置荘の文化的景観の保全
- ・白山連峰や文殊山、足羽三山、国見岳などへのパノラマ景観の保全
- ・島状に点在する集落景観の保全

さらに、特に重点的な景観整備や保全・景観的演出を行うことが重要となる場所を景観形成重点地区としている。現在は「福井都心地区」、「一乗谷地区」、「越前水仙群生地区」の3地区が指定されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲にはこれらの地区は分布していない。

2) 永平寺町景観計画

永平寺町では、平成20年5月に「永平寺町景観計画」が策定されている。景観形成の目標は、下記の3つの目標を提示している。

- 1 地域の特性を活かした個性的な（永平寺らしい）景観づくり
- 2 「守り」、「育て」、「直す（改善）」等の多様な知恵をしぼる景観づくり
- 3 住民・事業者・行政が協働してすすめる景観づくり

また、同景観計画では永平寺町を6つのエリアに区分してそれぞれの景観形成の方針を定めている。対象事業実施区域に近いエリアは「松岡南エリア」であり、景観形成方針は「田園景観を守り清流を活かした景観づくり」とされている。

(4) その他

1) 福井県重要里地里山の選定

福井県では、近年の里地里山の急激な変化を受け、平成15年度に県内の里地里山の生物調査を実施し、今も多様な生物がすむ代表的な地域を「福井県重要里地里山」として30か所を選定している。

選定基準は下記のとおりである。

- ・ その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種）が多種確認されている
- ・ 県RDB種の県内の代表的な生息地である
- ・ 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- ・ 県RDB種の県内唯一の生息地である

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、福井県重要里地里山は選定されていない。